3．安全･安心の社会基盤と健康づくり

周産期医療体制の充実

➢ どのような地域で生活することを選択しても、必要な医療やケアを安心して受けることができる体制を構築することで、滋賀のすべての子どもとその家族が幸せを感じられる「健康しが」の実現を目指す。

【提案・要望先】厚生労働省

１．提案・要望内容

(1) 周産期遠隔診療への診療報酬の拡大

○ 拠点病院の新生児科医が診療所の産科医に、新生児の処置について遠隔で助言を行う周産期領域での遠隔診療(D to P with D)について、診療報酬の対象とすること。

(2) 救急搬送にかかる診療報酬の拡大

○ 産科医療機関の助産師が救急車に同乗し、異常分娩に伴うリスクのある妊婦を高次医療機関に搬送した場合、診療報酬の対象とすること

２．提案・要望の理由

(1) 周産期遠隔診療への診療報酬の拡大

滋賀県では、特に分娩取扱医療機関が少ない湖東・湖北周産期医療圏において、地域周産期母子医療センターから圏域の２つの診療所に助言する**周産期遠隔診療を令和７年度からモデル事業として取り組むこととしている。**

現状の診療報酬制度では、患者を診察する医師に対し、専門医が遠方から助言する場合、**てんかんと難病のみが診療報酬の対象で、周産期領域での仮死等で生まれた新生児への遠隔診療は対象外となっている。**（遠隔連携診療料：750 点）

助言する側の医師等の人件費は、国庫補助対象となっているが、都道府県の負担もあり、**地域によって不均衡が生じるため、全国的な周産期遠隔医療の推進に向けては、診療報酬の仕組みとして組み込むことが必要**である。

助言する側の新生児科医が安定的に報酬を得られることで、仕組みの維持につながり、**地域で数少ない診療所の負担軽減に寄与することが期待**できる。

(2) 救急搬送にかかる診療報酬の拡大

現状の診療報酬制度では、診療所に外来で来院した患者を、救急車で保健医療機関に搬送する際、**医師が同乗して診察を行った場合**には、救急搬送診療料（1,300 点）を算定することができる。

一方で実状は、異常分娩のため診療所の**助産師が医師の指示のもと救急車に同乗**し、心拍数・血圧等を確認しながら病院に搬送するケースが多いが、これらに対しては、診療報酬が無く、帰りの交通費も含めて、**搬送元の医療機関の負担となっている。**

（本県の取組状況と課題）

(1) 周産期遠隔診療への診療報酬の拡大

○滋賀県の分娩取扱い施設は**年々減少**し、**南部に多く北部に少ない**状況である。

	H29.8月	R元.6月	R2.6月	R3.7月	R4.8月	R5.11月	R6.7月
医療機関	36施設	32施設	30施設	28施設	27施設	25施設	24施設

※7年間で12施設減少

○滋賀県は７つの二次保健医療圏のうち、**病院が１機関以下かつ診療所が２機関以下の医療圏が４圏域**という厳しい状況であり、範囲を広域にしての４周産期医療圏で対応している状況。

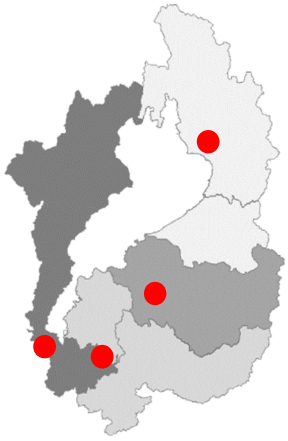

● 周産期母子医療センター

○年々診療所の数が少なくなっている中で、周産期医療体制を維持するための**診療所の負担軽減にも寄与する周産期遠隔診療システムの重要性が高まっている。**

○当該システムは、**妊婦健診にも活用が可能で汎用性が高い**ため、モデル事業の成果を他の圏域にも拡大することが期待できる。

○この体制が広がることで、**ハイリスク妊婦であっても、遠方に赴くことなく身近な地域の診療所で受診できる体制**の構築につながることが期待できる。

(2) 救急搬送にかかる診療報酬の拡大

○救急車での転院搬送にかかる国通知では、「**要請元医療機関が、その管理と責任の下で搬送を行うため、原則として要請元医療機関の医師又は看護師が同乗すること。**」とされている。

○ 滋賀県では、現在、異常分娩に伴う妊婦の救急車による**転院搬送は年間300件程度あり、**助産師が異常分娩に関わることを避けられないケースもある。また搬送時に医師や助産師が同乗しなかったことで、**母子の生命に危機を生じるおそれがあった事例も発生している。**

○ 県としては安全な転院搬送のため、助産師の同乗を推進していきたいが、**助産師については診療報酬の対象となっていない**ことから、**各医療機関に依頼することが難しい状況**にある。

担当：健康医療福祉部医療政策課医療整備係
TEL　077-528-3625

障害者の地域生活支援のための基盤整備等の充実

➢ 重度障害や医療的ケアなど障害のある方が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指していく

【提案・要望先】厚生労働省・こども家庭庁

1. 提案・要望内容

（1）障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

○ 障害福祉計画による障害福祉サービス事業所等の整備を計画的かつ確実に実施するため、一定規模の予算の確保

○ 防災・減災、国土強靭化のための5カ年加速化対策に基づく事業において、医療的ケア児を受け入れる障害児通所支援事業所も非常用自家発電設備の整備の対象となるよう補助要件の見直し

（2）地域生活支援事業費補助金の財源の確保

○ 障害の特性や地域の状況に応じて実施する地域生活支援事業を実施するための必要な財源の確保

（3）共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

○ 各都道府県で共生社会の実現を目指した啓発事業の継続・充実

2. 提案・要望の理由

（1）障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

○ 県障害福祉計画における整備目標の達成や、**重度障害のある方が利用する事業所等の整備を計画的に進めるためには、施設整備にかかる予算の確保**が必要。

○ こども家庭庁所管の次世代育成支援対策施設整備交付金は、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策として、**非常用自家発電設備整備補助が入所施設に限定されており、南海トラフ地震も想定した防災力の取組強化を図るため、見直し**が必要。

（2）地域生活支援事業費補助金の財源の確保

○ 地域生活支援事業については、県と市町の国庫補助金の交付額が**所要額の6割程度に**とどまっており、安定的、継続的な事業実施のための**十分な財源確保**が必要。

○ 特に市町から**ニーズの高い移動支援事業や日中一時支援事業について、柔軟かつ安定した仕組みへしていくための検討**が必要。

（3）共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

○ 平成 28 年に発生した「津久井やまゆり園」事件を踏まえ、全国で研修やフォーラムを開催してきたが、共生社会の理念を浸透させる取組は道半ば。障害福祉従事者等に加え、**経済界などの広く社会への理念普及に力を入れていくこと**が必要。

（本県の取組状況と課題）

(1)障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、令和2年度までは高い内示率で採択いただいてきたが、**令和3年度以降は施設整備補助に係る当初予算が大幅に減額しており、**「滋賀県障害者プラン 2021」に基づく計画的な整備が困難な状況。

約1／4

◇国庫補助等の推移　（単位：億円）

	R2 当初	R2 補正	R3 当初	R3 補正	R4 当初	R4 補正	R5 当初	R5 補正	R6 当初	R6 補正	R7 当初
国予算額	174	82	**48**	85	**48**	99	**45**	101	**45**	108	50
採択/協議	11/11	6/6	**1/7**	3/3	**1/9**	1/6	**1/5**	2/3	**1/3**	3/3	－
内示率	100%	100%	14%	100%	22%	28%	44%	59%	44%	100%	－

- **特に重度障害者が利用できるグループホームを求める要望が多くあり、**それに応えるべく整備計画を立てようとする法人があるが、目処が立たない状況が続いているため、**R8年度までの緊急的な措置として県独自のグループホーム整備に取り組んでいる。**
- 厚生労働省所管の防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策として、入所施設および通所事業所への非常用自家発電設備整備補助があり、**こども家庭庁に移管されるまでは放課後等デイサービス事業所も対象となっていた**もの。
- 本県では、令和７年度に医療的ケア児が通所する放課後等デイサービス等に対し、非常用発電装置等購入費にかかる財政的支援を実施し、災害時に必要となる電源確保に備えることにより、防災力の強化を図ることとしている。

(2)地域生活支援事業費補助金の財源の確保

◇国庫補助実績（県事業・市町事業計）　（単位：千円）

	H30	R1	R2	R3	R4	R5
国庫所要額	1,159,235	1,204,387	1,241,613	1,256,081	1,280,411	1,296,576
国庫受入額	745,504	753,942	768,709	793,724	787,225	813,056
充足率	64.3%	62.6%	61.9%	63.2%	61.5%	62.7%

- 特に**移動支援事業および日中一時支援事業**は、市町の地域生活支援事業総事業費のおおよそ半分（R5実績）を占める事業であり、**特に手厚い補助**や個別給付化を求める声が市町からあがっている。

(3)共生社会の理念等を広く普及啓発するための事業の継続

- 厚生労働省の「共生社会に関する基本理念等普及啓発事業」により、全国各地で共生社会フォーラムを開催。（H30～R6年度にかけて全国30か所で開催・ｵﾝﾗｲﾝ開催１回）
- 今後は、経済界への理念普及やリーダー養成に重点的に取り組む。
- 共生社会の理念浸透に向け、事業の継続・充実が必要。（24道県で実施）

担当：健康医療福祉部障害福祉課　事業所指導・人材確保係、企画・共生推進係
TEL 077-528-3540

持続的な病院経営が可能な診療報酬改定

➢ 地域における中核的な病院として、一般の医療機関では対応が難しい政策医療や不採算医療に取り組む全国の自治体病院において、持続的な経営が可能となるよう診療報酬の改定を要望

【提案・要望先】厚生労働省

１．提案・要望内容

病院の経営状況をふまえた診療報酬の改定

○ 診療報酬について、物価・賃金の上昇に対応できるスキームを導入すること。

○ 社会保障予算に関して、財政フレームの見直しを行い、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という取扱いを改めること。

２．提案・要望の理由

○ 物価の高騰や賃金が急激に上昇する中、病院の経営が非常に厳しい状況に置かれている。令和６年度診療報酬の改定が行われたが、物価が３％弱上昇し、職員の処遇改善が求められているなかで、本体改定率が 0.88％と低い。

○ 令和６年度診療報酬改定において、「社会保障関係費の伸びを高齢化の伸びの範囲内に抑制する」という財政制約が踏襲され、病院の経営状況が危機的な状況となっている。

（本県の取組状況と課題）

現状と課題

○　県立総合病院の状況として、コロナ前の平成 30 年度（2018）と比較して、医業収益は伸びているものの、医業費用についてはそれ以上の伸びを示しており、経営状況が悪化している。

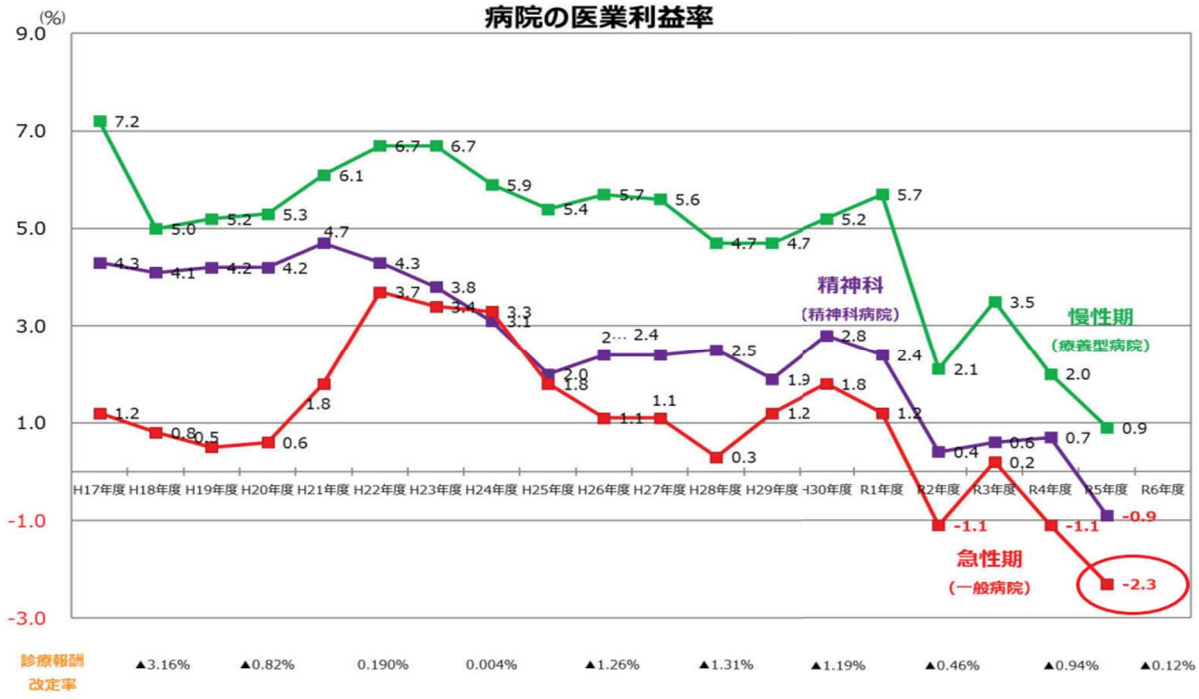

出典：WAM 独立行政法人医療福祉機構資料より加納繁照氏作成

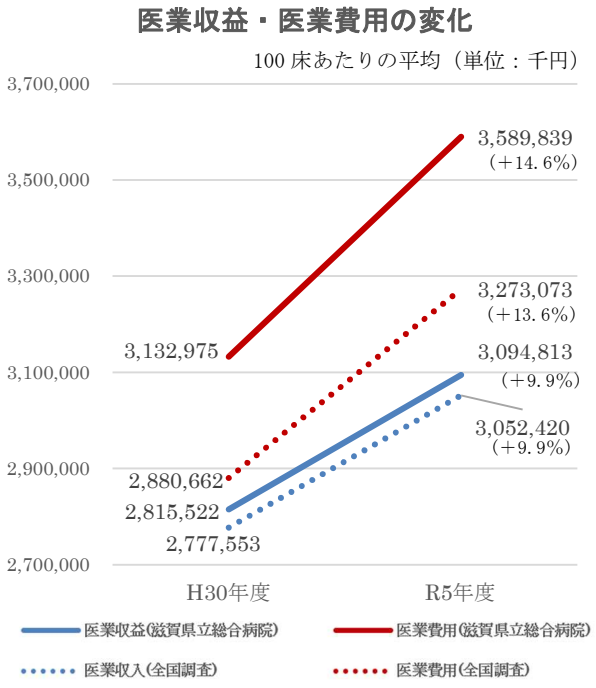

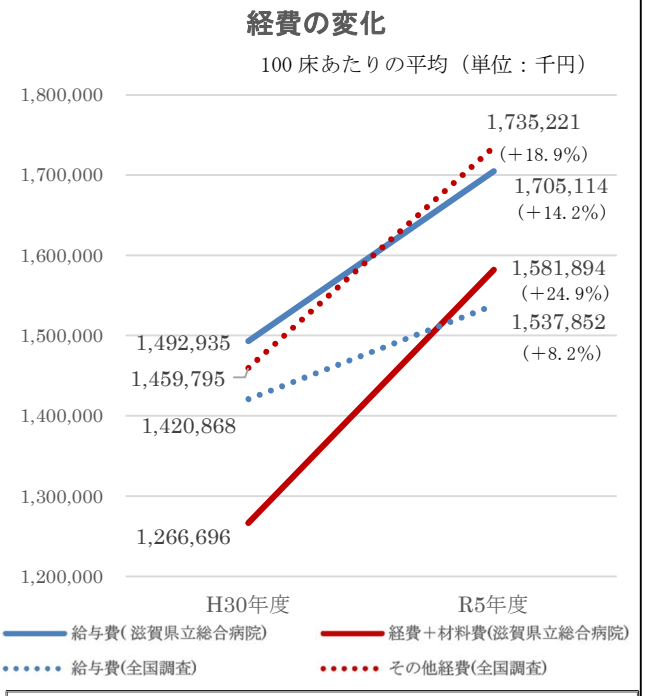

（全国調査）は 2024 年度病院経営定期調査【3 病院団体合同調査】

担当：病院事業庁経営管理課経営改革推進室
TEL　077-582-5852

犯罪被害者等の支援

➢ 犯罪被害者等が置き去りにされることなく、一日も早く、再び平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、一人ひとりに寄り添ったきめ細かな支援を推進する。

【提案要望先】内閣府、警察庁

１．提案・要望内容

（1）犯罪被害者等支援の相談支援記録システムの構築

○　犯罪被害者等からの相談支援内容を記録する全国統一のシステムを構築すること。

（2）「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の必要額の確保と充実

○　”性暴力被害者のためのワンストップ支援センター”の安定的な運営のため、交付金の必要額を確保し医療費等公費負担事業の交付率を 1/3 から 1/2 に引き上げること。

２．提案・要望の理由

（1）犯罪被害者等支援の相談支援記録システムの構築

○　厚生労働省は現在、重層的支援体制整備事業において、関係者が情報共有を行うための「相談記録プラットフォーム」の開発を検討している。犯罪被害者等支援においても警察・地方公共団体・民間支援団体をネットワークで結ぶ情報共有システムがあれば、支援の充実化・効率化、担当者のスキルアップにつながる。また、データの集計・分析も容易になり、実態を踏まえた効果的な施策の立案も可能になる。

○　令和６年７月、警察庁から全国の地方公共団体に対し、犯罪被害者等支援における「多機関ワンストップサービス」の体制構築を要請する通知があったが、関係機関が多数に及ぶ支援を効果的・効率的に提供するためには体制のＤＸ化が必須。

○　一方で、全国の各民間支援団体においては、相談支援件数の集計方法にバラツキがある。正確なデータ公表や情報発信のためには国において集計基準等を統一し、どこに居住しどこへ転居しても一定水準の支援を継続して受けられる環境の整備が必要。

（2）「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の必要額の確保と充実

○　相談支援件数が年々増加しており、それに伴い相談支援従事者の負担も増大している。安定した運営を続けていくには、財政支援制度の継続と必要額の確保が不可欠。

○　被害届のある場合は警察庁から都道府県警へ医療費等の公費負担がなされるが、その補助率は 1/2。様々な事情で被害届の提出を躊躇する者も同じ被害者であることに変わりはなく、被害届の有無によって補助率に 1/2、1/3 と差があるのは不合理。

（本県の取組状況と課題）

(1) 犯罪被害者等支援の相談支援記録システムの構築

○　多機関ワンストップサービスの体制の構築については、「滋賀県犯罪被害者等支援推進協議会」（68 機関・団体）を活用。

滋賀県の多機関ワンストップサービス体制（概要）

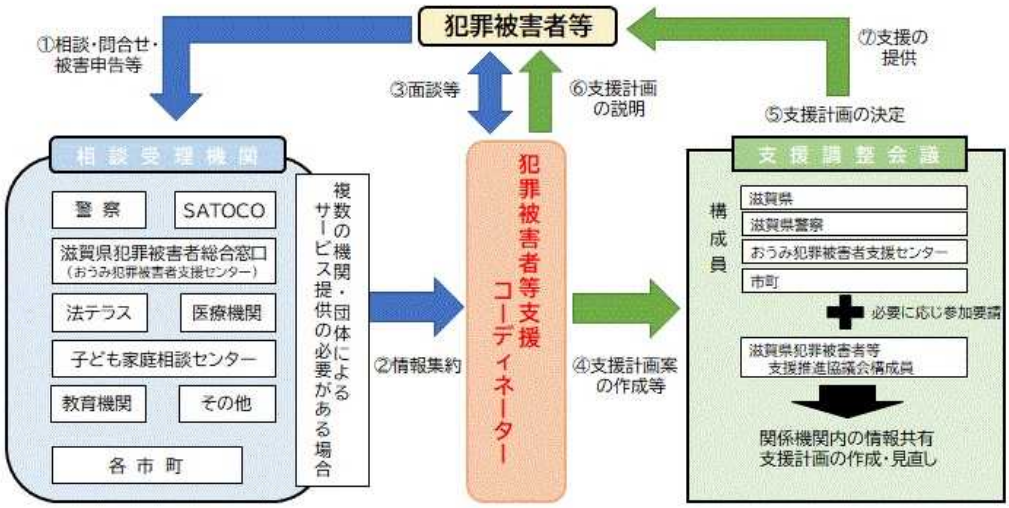

○　犯罪被害者総合窓口は（公社）おうみ犯罪被害者支援センターに委託。委託内容には「支援調整会議」を運営するコーディネーターの業務も含まれる。

○　令和６年度の総合窓口の相談支援件数は 2,061 件もあるが、記録はすべて紙保存。集計や分析に時間がかかり、過去の事例検索が困難。

○　令和７年度から相談支援記録の電子化に着手しているが、財政負担の継続が課題。

(2) 「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」の必要額の確保と充実

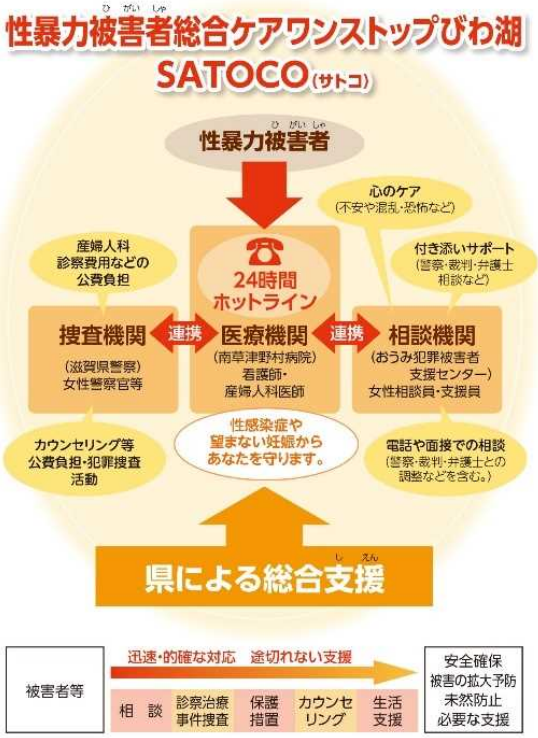

○　「性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖」（通称SATOCO）は、24 時間 365 日、10 名の専門看護師（SANE）が対応。

○　SATOCO の令和６年度の相談支援件数は 2,592 件。過去 10 年間で約６倍も増加し、被害者の低年齢化や被害の深刻化も進んでいる。

○　相談から診察治療、心のケア、生活支援に至るまで、被害者の立場に立った途切れのないきめ細やかな支援を行っている。

担当：総合企画部県民活動生活課
消費生活・安全なまちづくり係
TEL　077-528-3414

彦根城の世界遺産登録実現に向けた取組への支援

- 彦根城の世界遺産登録を早期に実現することで、日本の城の新たな価値・魅力を国内はもとより世界に向けて広く発信する
- 彦根城の新たな価値・魅力の県内外での共有を進めるとともに、保存管理体制の強化などを進めることで、世界遺産にふさわしい地域づくりを進める

【提案・要望先】文部科学省、文化庁

１．提案・要望内容

彦根城の世界遺産登録に向けての一層の支援

○　彦根城の世界遺産登録の早期実現に向けて、推薦書（暫定版・完成版）の作成に向けた技術的支援（助言）の継続

○　ユネスコ諮問機関イコモスの現地調査への準備や適切な情報の共有、彦根城の価値についての国際的な情報発信など、国と県の連携の一層の強化と、国としての彦根城の世界遺産登録の着実な推進

２．提案・要望の理由

○　彦根城の価値・魅力は彦根城固有のものではなく、日本の城に共通するものであり、彦根城世界遺産登録推進の取組は、国全体の文化の発信に貢献。

○　国において、登録に向けた支援・推進の更なる強化を要望。

＜これまでの経過＞

○　彦根城は、日本が世界遺産条約に批准した平成４年に世界遺産暫定一覧表に記載されて以降、すでに 30 年が経過。

○　令和５年７月に国の文化審議会から「彦根城は事前評価制度を活用して顕著な普遍的価値の検討を進めることが有効」との意見を受け、文化庁と協議を重ね事前評価申請書を作成し、９月に国からユネスコに提出。

○　令和６年 10 月にその評価結果が出され、彦根城が表す「江戸時代の大名統治システム」に顕著な普遍的価値の可能性があるとの評価。

○　その後は、事前評価の結果に対応した推薦書（素案）の作成など、彦根城の世界遺産登録をより確実にするための活動を文化庁と協議を行いながら推進しており、国内推薦候補として令和７年度に選定されることを目指しているところ。

（本県の取組状況）

① 滋賀県と彦根市の取組

○　彦根城は、平成４年に、姫路城や法隆寺など 12 資産とともに、世界遺産暫定一覧表に記載された。

○　令和元年度に、滋賀県と彦根市で協定書を締結し、令和６年の登録実現を目標に、協働して作業を進めることを確認した。

○　令和２年度から滋賀県と彦根市で、作業母体として彦根城世界遺産登録推進協議会を設立し、推薦書（素案）の作成・改訂に取り組んでいる。

○　令和３年度には、課題であった国際会議を開催し、国際的な評価を確認した。また、民間においても彦根商工会議所が中心になり、応援組織「世界遺産でつながるまちづくりコンソーシアム」を設立された。

○　令和４年度には、国が「佐渡島の金山」を改めて推薦したことにより、当初の目標であった令和６年度の登録実現は不可能になった。

○　令和５年７月に、国の文化審議会から彦根城は事前評価制度を活用することが有効との意見を示された。これに従い、国とともに事前評価申請書を作成し、令和５年９月に国からユネスコに申請書を提出。

○　令和６年 10 月に事前評価の結果を受理。以後、事前評価の結果に対応した推薦書（素案）の作成を県・市で進め、現在、内容の充実に向けて文化庁と協議中。今後、国の文化審議会の審議を受け、令和７年度に国内推薦の答申を得るものとしたい。

② 彦根城の顕著な普遍的価値

○　彦根城は、世界的にも注目される 250 年以上の安定を形成、維持した江戸時代における統治の方針・在り方を、その特徴的な外観や平面構造によって示す地域政治拠点の典型・代表例として世界的な価値がある。

③ 最短での登録実現までのスケジュール

○　令和６年度　事前評価結果の受理

○　令和７年度　国内推薦の決定を経て、ユネスコへ推薦書を提出

○　令和８年度　イコモスの現地調査

○　令和９年度　イコモスの勧告を経て、ユネスコ世界遺産委員会にて、彦根城の世界遺産登録が決定

担当：文化スポーツ部　文化財保護課
彦根城世界遺産登録推進室
TEL：077-528-4682

「知る・守る・活かす」
文化財の保存継承に向けた取組への支援

➢ **本県は、全国有数の文化財保有県であり、本県の文化財を次世代に継承していくため、文化財の保存と活用に関する種々の取組を着実に推進する**

【提案・要望先】文部科学省、文化庁

１．提案・要望内容

文化財の保存継承に向けた取組への支援

○　文化財所有者等が行う文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実と補助事業等に係る予算の確保

２．提案・要望の理由

文化財の保存継承に向けた取組への支援

○　文化財の価値をまちづくりや地域活性化、観光振興などに活かしていこうとするなど、文化財への期待は増大している。

○　文化財は一度失ってしまえば二度と取り戻すことのできないものであり、伝承し続けなければ失われていくものである。

○　少子高齢化や過疎化、昨今の物価高騰などを背景に、所有者等による文化財の維持管理や保存修理・整備、防災施設整備、埋蔵文化財の緊急調査等に要する費用負担が困難になっている中で、文化財を確実に次世代に継承していくため、文化財の保存・活用の取組に対する支援の充実と補助事業に係る予算確保が必要。

○　また、本県では、令和６年度から「琵琶湖に眠る水中遺跡魅力発掘・発信事業」を開始しており、今後、水中遺跡の調査に着手したいと考えている。高度な調査技術を要する取組のため、国と連携が必要である。

延暦寺根本中堂・廻廊　建造物保存修

小田神社楼門

（本県の取組状況と課題）

【建造物】

○　本県の文化財建造物の防災施設整備について、設置から 40 年以上経過しており、また、文化庁から示されている「重要文化財（建造物）等防災施設整備事業（防災施設等）指針」（令和３年 12 月）に適合できていないものが多数ある。

○　国土強靭化と一体的な防火・耐震等の対策など防災対策に向けて国庫補助金の加算継続等により、一層の整備促進を進める必要がある。

【水中遺跡】

○　琵琶湖に眠る水中遺跡は滋賀ならではの埋蔵文化財であり、その価値と魅力を広く発信し、より一層の保存と活用を図る。令和６、７年度に、水中遺跡の保存活用基本構想を策定し、今後の取組内容を検討するとともに、展示会等の実施により魅力発信を行う。水中遺跡の調査には高度な技術を要するため、国と連携が必要。

【史跡・名勝】

○　草津宿本陣や永原御殿跡等の史跡等の所有者等が、その適切な保存を図るための保存修理や活用を図るための整備工事を実施。また、県では、「特別史跡安土城跡整備基本計画」に基づき、令和５年度から 20 年計画で「令和の大調査」として特別史跡安土城跡調査整備事業を実施。

特別史跡安土城跡

○　史跡・名勝の整備は長いスパンをかけて実施するものが多く、今後とも予算の確保が必要。

【埋蔵文化財】

○　県や各市町は開発に伴う埋蔵文化財の試掘調査や発掘調査等を行っている。また、近年、新たな発見があった坂本城跡の石垣の現状保存と史跡指定を目指す取組や、本県の埋蔵文化財センターの機能向上を目指す取組を行っているところであるが、埋蔵文化財の適切な保存と活用に向けて、十分な予算措置が必要。

坂本城で発見された石垣

担当：文化スポーツ部　文化財保護課
管理係、建造物第一係、記念物・埋蔵文化財係
TEL：077-528-4670

防災・減災、国土強靱化の強力な推進

➢ 激甚化・頻発化する災害に屈しない強靱な県土づくりに向け、防災・減災、国土強靱化を一層推進し、県民の安全・安心な生活を確保する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

１．提案・要望内容

（1）国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保

○継続的・安定的に対策を進めるための例年を上回る規模の予算・財源の確保

○必要な事業規模と期間を盛り込んだ「国土強靱化実施中期計画」の策定

○必要な予算・財源の通常予算とは別枠による確保

（2）地方整備局等の体制の強化・充実

○大規模広域災害に備えた地方整備局の体制の強化や資機材の充実

２．提案・要望の理由

（1）国土強靱化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保

○自然災害の激甚化・頻発化、南海トラフ地震の発生等が危惧されており、継続的・安定的な対策を進めるため、例年を上回る規模の予算確保が課題。

○令和６年能登半島地震と同様、本県でも琵琶湖西岸断層による地震発生が危惧されており、既設構造物の機能強化など、より一層の推進が必要。

○防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策を重点的・集中的に進め、３か年緊急対策と併せて取組の効果が発現しているが、未だ道半ば。

○災害による被害を最小限に抑えるため、５か年加速化対策後も国と地方が一丸となって、国土強靱化の取組を中長期的に強力に進めることが重要。

○資材価格の高騰等も踏まえ、必要な事業規模と期間を盛り込んだ「国土強靱化実施中期計画」を策定し、予算・財源を別枠で確保することが必要。

（2）地方整備局等の体制の強化・充実

○大規模広域災害時にも被災自治体のニーズに対応できるよう、TEC-FORCE を含めた地方整備局などの体制の強化や必要となる資機材の更なる充実が必要。

（本県の取組状況と課題）

(1)国土強靭化対策の更なる推進に向けた予算・財源の確保

事例：道路整備

山手幹線の早期供用

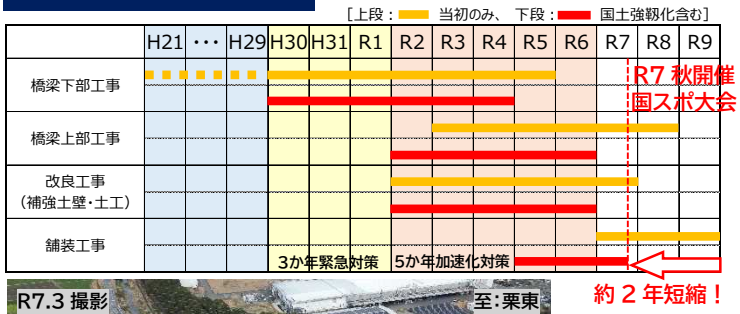

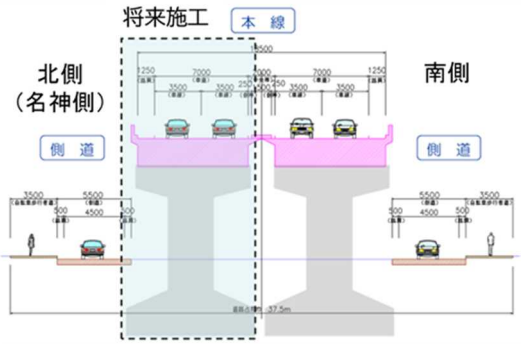

・国土強靭化予算活用で **L=3.0km 高架道路工事を約２年短縮**
・令和７年度秋開催の**国スポ・障スポ大会前に全線供用の見込み**
・**強靭で信頼性の高い道路ネットワークの構築**がまだまだ必要

事例：治水対策

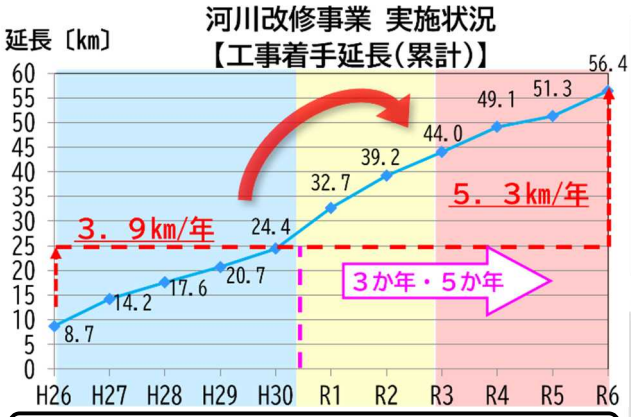

・国土強靭化予算活用により**多数の河川事業に着手**
・予算化前後で工事着手の**河川延長が約 1.4 倍に向上**
・改修が必要な区間は多く**継続的・安定的な予算確保**を

■金勝川（天井川の切下げ改修を実施）

■北川（天井川の切下げ改修を実施）

事例：土砂災害対策

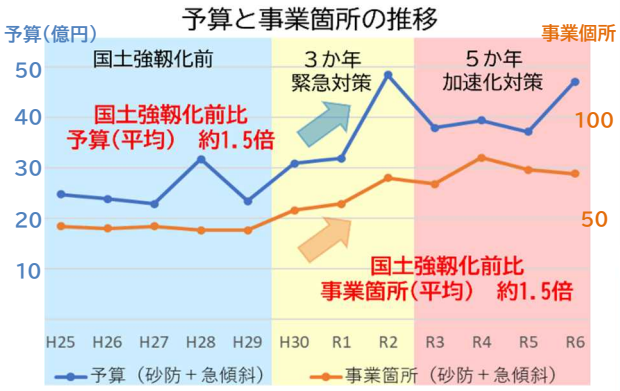

・予算化前後で**事業費・事業個所が約 1.5 倍に向上**
・事業実施個所の**対象保全家屋数が 2.4 倍に向上**
・対策が必要な個所は多く**継続的・安定的な予算確保**を

■国土強靭化対策期間に完成した主な砂防施設の例

■国土強靭化対策期間に完成した主な急傾斜地崩壊対策施設の例

担当：土木交通部 監理課　TEL 077－528－4112

県土の発展に資する道路整備の推進と早期事業化

➢ 災害脆弱性とｲﾝﾌﾗ老朽化を克服し、強靭で信頼性の高い道路ネットワークを構築

【提案・要望先】財務省、国土交通省

１．提案・要望内容

（１） 事業中箇所の着実な推進に必要な予算確保および早期開通

（２） 国道１号栗東水口道路Ⅰ・Ⅱおよび
水口道路３工区の予算確保・早期４車線化

（３） 国道８号バイパス（彦根・東近江間）の早期事業化

２．提案・要望の理由

（１）事業中箇所の着実な推進に必要な予算確保および早期開通

○３か年緊急対策や５か年加速化対策により、県下の道路整備は進展しているものの、いまだ道半ばであり、災害に強い国土幹線道路ネットワークの構築を推進するためには、引き続き直轄事業の予算確保・早期開通が必要。

○具体的には、国道８号野洲栗東バイパス、国道 161 号安曇川地区交差点立体化の早期開通、および国道 161 号小松拡幅 13 工区、国道 365 号栃ノ木峠道路の着実な推進が必要。

（２）国道１号栗東水口道路Ⅰ・Ⅱおよび水口道路３工区の予算確保・早期４車線化

○当該工区は、暫定２車線で供用済みではあるものの、交通容量不足などによる慢性的な渋滞などの課題がある。

○国道１号栗東水口道路Ⅰ（残区間 0.9km）等の令和７年秋開通後は更なる渋滞が発生すると考えられ、暫定２車線区間の４車線化に向け、早期整備着手が必要。

（３）国道８号バイパス（彦根・東近江間）の早期事業化

○国道８号（彦根・東近江間）は、渋滞箇所や事故危険区間が存在しており、また、令和３年 12 月の大雪などで交通が分断している。

○安定的な物流の確保や地域住民の安全確保のためバイパスの早期事業化が必要。

（本県の取組状況と課題）

■滋賀県内の主な道路事業

凡例

	高速道路
	直轄国道

■令和７年秋開通予定の道路事業

▲R161 小松拡幅 14 工区

▲R161 湖西道路 4 車線化

▲R1 栗東水口道路Ⅰ

▲R8 米原バイパス

担当：　土木交通部　道路整備課　TEL　077-528-4132

県土の更なる発展を支える道路整備に向けた調査推進

➢ 災害脆弱性とｲﾝﾌﾗ老朽化を克服し、強靱で信頼性の高い道路ネットワークを構築

【提案・要望先】財務省、国土交通省

１．提案・要望内容

（１）名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けた一層の支援・連携
（２）滋賀京都連絡道路の事業化に向けた計画段階評価を進めるための調査の推進
（３）国道８号（近江八幡・野洲間）の調査推進
（４）草津 PA 周辺エリアの整備方針策定に向けた調査推進

２．提案・要望の理由

（１）名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けた一層の支援・連携

○当県・三重県で、名神高速道路八日市 IC 付近から名阪国道上柘植 IC 付近までの約 30ｋｍで優先区間絞り込みのための調査を実施中。高速道路等の迂回や物流の定時性・安定性確保のため、名神名阪連絡道路の計画の具体化に向けて、国の一層の支援・連携が必要。

（２）滋賀京都連絡道路の事業化に向けた計画段階評価を進めるため調査の推進

○国道１号の滋賀・京都間は、府県境や大津市南部に２車線区間があり、交通の集中により慢性的な渋滞が発生。また、大雪・大雨等の災害により過去 15 年で７回の通行止めが発生。

○滋賀京都連絡道路の早期事業化に向け、計画段階評価を進めるための調査の推進が必要。

（３）国道８号（近江八幡・野洲間）の調査推進

○国道８号（近江八幡・野洲間）は、交通円滑化や幹線道路の機能強化等のため、事業化に向けた調査推進が必要。

（４）草津 PA 周辺エリアの整備方針策定に向けた調査推進

○草津 PA 周辺エリアの渋滞解消やにぎわい創出のため、整備方針策定に向けた調査推進が必要。

（本県の取組状況と課題）

■名神名阪連絡道路の状況

日本海側・太平洋側の二面活用

「名神・新名神・名阪国道」を南北につなぐことで、第三次国土形成計画における日本海国土軸・太平洋国土軸の二面活用に貢献！

強靭な物流ネットワークの構築

WISENET2050 の柱の一つである「経済成長・物流強化」に貢献！

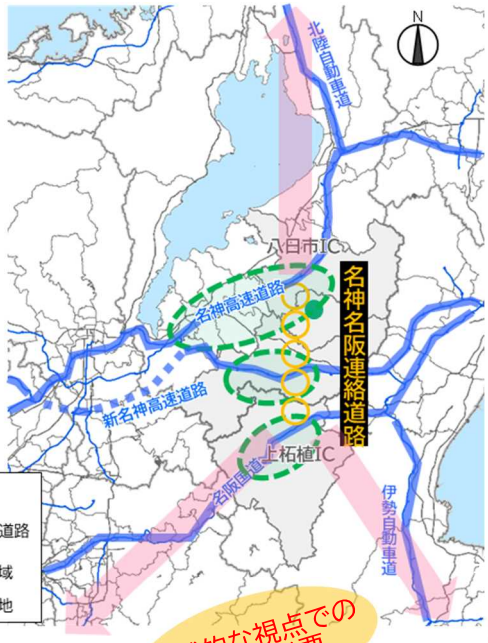

災害時のリダンダンシー確保

広域的な視点での検討が必要

住民説明会・オープンハウス（令和５年１月～２月）

第２回有識者委員会（令和６年 11 月）

【主な議事】
住民等意見聴取（PI）結果
早期効果発現に向けた提案

⇒優先区間の検討に着手

■滋賀京都連絡道路の状況

・府県境や大津市南部における２車線区間で慢性的な渋滞が発生しており、企業活動を阻害。交通事故も多発。

・大雪・大雨等の災害により 幾度となく通行止めが発生（過去 15 年で７回）。

▼ 近年の国道１号の被災状況

通行止日時		通行止期間	被災場所	被災原因	
H25.9.16 ～	H25.9.17	約1.5日	大津市逢坂	雨	事前通行規制区間での規制雨量超過による通行止め（その後豪雨による土砂流出により被災）
H25.9.16 ～	H25.9.16	約5時間	京都市山科区～京都市東山区	雨	事前通行規制区間での規制雨量超過による通行止め
H27.1.1 ～	H27.1.1	約5時間	大津市横木～大津市逢坂	雪	立往生車の排出
H27.7.18 ～	H27.7.18	約6時間	京都市山科区～京都市東山区	雨	事前通行規制区間での規制雨量超過による通行止め（台風11号）
R3.8.14 ～	R3.8.19	約4日	大津市本宮～大津市横木	雨	事前通行規制区間での規制雨量超過による通行止め（その後豪雨による土砂流出により被災）
R5.1.24 ～	R5.1.25	20時間	京都市山科区～京都市東山区（大津市逢坂でも通行止）	雪	立往生車の排出
R5.1.27 ～	R5.1.28	約3時間	京都市山科区～京都市東山区	雪	立往生の恐れ

担当：　土木交通部　道路整備課　TEL　077-528-4132

道路の防災・減災および老朽化対策の推進

➢ 災害脆弱性とｲﾝﾌﾗ老朽化を克服し、強靭で信頼性の高い道路ネットワークを構築

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

１．提案・要望内容

（１） 地震など災害に強い道路網の構築に向けた財政支援

（２） 道路インフラ施設の予防保全への転換を加速化するための財政支援

（３） 緊急自然災害防止対策事業債・公共施設等適正管理推進事業債の期間延長

２．提案・要望の理由

（１）災害に強い道路網構築の推進

〇本県では、令和４年度に「滋賀県橋梁耐震補強計画」を策定。緊急輸送道路における橋梁耐震化の推進のため、補助制度創設による財政支援が必要。

〇法面対策については、土砂災害対策道路事業により実施しているが、砂防事業との連携が条件となっている。能登半島地震でも盛土法面をはじめ、多くの土砂流出等による被害が確認されていることから、災害時の法面崩壊による道路寸断防止のため、道路単独箇所への新たな補助制度の創設が必要。

（２）老朽化が進む道路インフラ施設の予防保全

〇本県の管理橋梁は 3,030 橋。令和６年度より３巡目点検に着手。1 巡目点検分 184 橋、2 巡目点検分 45 橋が措置完了。事後保全から予防保全への転換には現在の進捗ではさらなる財政措置が必要。

（３）緊急自然災害防止対策事業債・公共施設等適正管理推進事業債の期間延長（地方債制度）

〇防災・減災、国土強靭化対策などの国の補助に加え、県単独事業費による法面対策や舗装修繕の拡大も図るため、緊急自然災害防止対策事業債（令和７年度まで）および公共施設等適正管理推進事業債（令和８年度まで）の期間延長が必要。

（本県の取組状況と課題）

■滋賀県独自の道路啓開計画の策定と訓練の実施

・大規模地震を考慮し、関係各者の協働により策定した滋賀県域道路啓開計画を踏まえ、能登半島地震で顕在化した小規模集落孤立の課題を受け、孤立集落の早期解消等を目的とした県独自の滋賀県地域版道路啓開計画を令和７年３月に策定。策定に先立ち 11 月に実動訓練を実施。

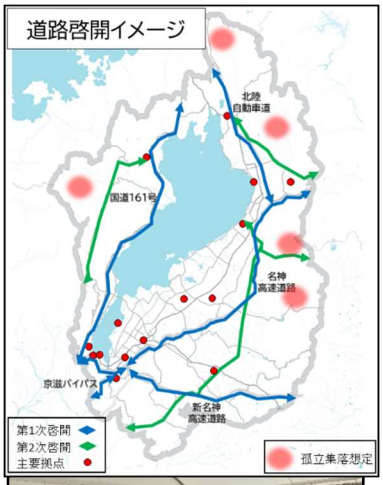

道路啓開実動訓練

■橋梁耐震補強の推進

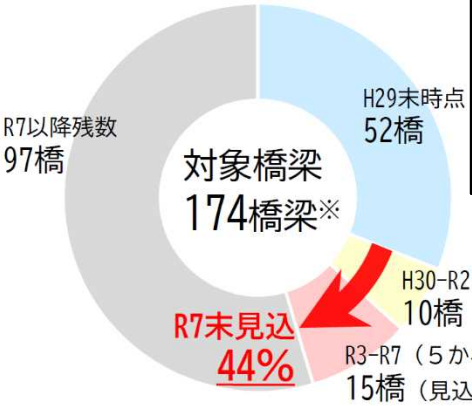

※滋賀県橋梁耐震補強計画の対象数

橋脚補強の状況【野田橋】

■法面対策の推進

【道路防災総点検箇所の対策状況】
要対策箇所：1,152 箇所　　（R7.3 現在）
うち対策完了箇所数：338 箇所（29%）

■道路インフラ施設の予防保全

橋梁修繕状況（H26～R6）　【県管理橋梁：3,030 橋】

【10 年間の実績】
① 平均措置数　　：約３０橋／年
② Ⅲ判定確認数　：約１５橋／年　→Ⅲ判定減少数：約１５橋／年

Ⅲ判定橋梁残
63 橋÷15 橋/年
→４年以上必要

損傷・修繕（塗装塗替）状況【米原跨線橋】

担当：土木交通部道路保全課　防災保全係　TEL　077－528－4133

県民の安全・安心に資する道路整備の推進

➢ 県民の日々の生活を支え、安全・安心で快適に移動できる道路空間を構築

【提案・要望先】財務省、国土交通省

１．提案・要望内容

（１） 「いのち」を守る道路環境整備の推進

（２） ナショナルサイクルルート「ビワイチ」
自転車走行環境整備の推進

２．提案・要望の理由

（１）「いのち」を守る道路環境整備の推進

○令和３年度の通学路合同点検対策未完了箇所について、歩道整備などの本対策の早期完了に向けて、引き続き交通安全対策補助（通学路緊急対策）による財政支援が必要。また、令和４年度以降の合同点検による新たな対策箇所についても、補助対象となるよう制度の拡充が必要。

○速度超過車両や通過交通により生活道路の安全が脅かされているため、ゾーン 30 プラス地区などの対策に向けて、引き続き地区内連携事業による財政支援が必要。

（２）ナショナルサイクルルート「ビワイチ」自転車走行環境整備の推進

○ナショナルサイクルルートに指定された低速コースは令和４年度に整備完了し、現在、上級コースの自転車通行帯の整備を推進中。

○引き続き、「ビワイチ」の走行環境整備を計画的に推進するため、補助制度の創設による安定的な財政支援が必要。

○旅行需要喚起に向けた国内外との交流拡大のため、情報発信を推進しており、引き続き、国と連携した更なる情報発信が必要。

（本県の取組状況と課題）

■「いのち」を守る道路環境整備の推進

◆通学路の安全対策

【点検状況】登下校時に子ども目線で点検

（野洲市）

（草津市）

【事業箇所】

湖東愛知川線（愛荘町）

◆生活道路の安全対策

【事業箇所】　ゾーン３０プラス整備状況

■ナショナルサイクルルート「ビワイチ」自転車走行環境整備の推進

◆環境整備

低速コース整備（R4 完了）

家族連れゆっくりサイクリング

・自転車歩行者専用道路整備
・青矢羽根、青破線の整備
・ルート案内看板の設置　など

上級コース整備（実施中）

スポーツサイクリング等

・路肩拡幅（自転車通行帯整備）
・ルート案内看板の設置　など

内陸（鉄道駅など）への案内看板

◆情報発信

第１次 NCR４県知事集合

R6.10
サイクリングしまなみ 2024
ﾚｾﾌﾟｼｮﾝ・ﾗｲﾄﾞ　知事出席
（愛媛県・広島県）

R6.11
「ビワイチ週間」
イベント開催
（滋賀県）

R6.11
大台南国際旅展
出展
（台湾）

R7.3
サイクルモード大阪
出展
（大阪府）

◆琵琶湖一周サイクリングの体験者数（推計値）

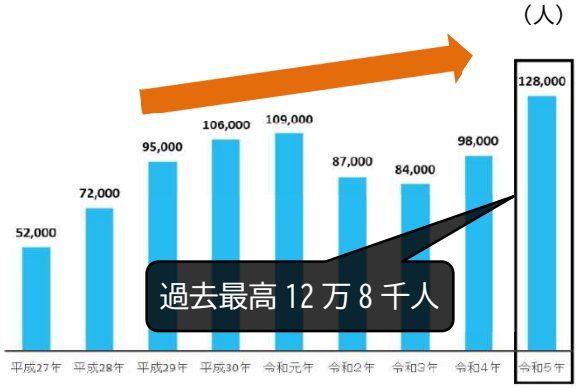

◆国外との交流

R5.11
自転車施策に関する
交流と意見交換
（ｵｰｽﾄﾘｱ･ﾌﾞﾙｹﾞﾝﾗﾝﾄ州）

担当：土木交通部道路保全課　歩行者・自転車安全係　TEL　077－528－4133

住民のいのちと暮らしを守る流域治水の推進

➢ 激甚化・頻発化する水災害や土砂災害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から流域治水施策を推進する。

【提案・要望先】総務省、財務省、国土交通省

１．提案・要望内容

(1)緊急自然災害防止対策事業債の期間延長

(2)公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と充実

(3)災害危険区域等建築物防災改修等事業の恒久化

２．提案・要望の理由

(1) 緊急自然災害防止対策事業債の期間延長(地方債制度)

○ 当事業債を活用し、護岸整備や河道掘削、堤防強化を集中的に実施したことで、流下能力が向上する等、治水安全度が目に見えて向上し、地域から感謝の声をいただいている。

○ 防災・減災、国土強靱化対策などの国の補助に加え、県単独事業費による治水事業および砂防事業の拡大も図るため、緊急自然災害防止対策事業債（令和７年度まで）の期間延長が必要。

(2) 公共施設等適正管理推進事業債の期間延長と充実(地方債制度)

○ 当事業債を活用し、河川やダム、砂防施設の長寿命化対策、観測機器の更新を実施しており、当事業債は管理施設の適正な維持管理に重要な役割を果たしている制度。

○ 管理施設の安定的な運用と長寿命化対策の加速化のため、公共施設等適正管理推進事業債（令和８年度まで）の期間延長、充当率の拡大、交付税措置率の拡大が必要。

(3) 災害危険区域等建築物防災改修等事業の恒久化

○ 本県では滋賀県流域治水条例に基づき浸水警戒区域（災害危険区域）を指定しており、区域指定に関する計画策定や、既存不適格建築物の防災改修費用を補助する当事業が指定の推進に大きく寄与している。

○ 今後、指定した浸水警戒区域での防災改修や、未指定地区での指定推進および特定都市河川浸水被害対策法に基づく浸水被害防止区域指定のため、災害危険区域等建築物防災改修等事業（令和７年度まで）を恒久的な制度とすることが必要。

（本県の取組状況と課題）

■緊急自然災害防止対策事業債の活用事例

大戸川（大津市）

築堤
護岸整備
を実施

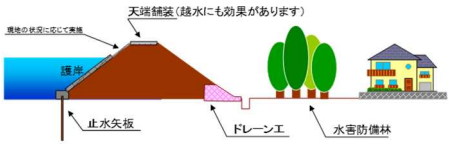

堤防強化対策（止水対策工）イメージ図

祖父川（竜王町）

堤防強化対策
を実施

■地方債の措置状況

	地方債充当率	交付税措置率
緊急自然災害防止対策事業債	100%	70%
公共施設等適正管理推進事業債	90%	30～50%

■河川事業費の推移

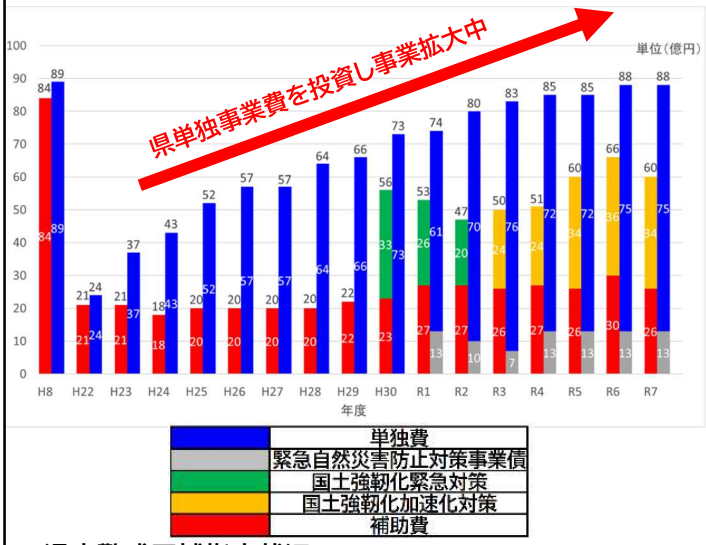

■公共施設等適正管理推進事業債の活用事例

金居原2号（長浜市）

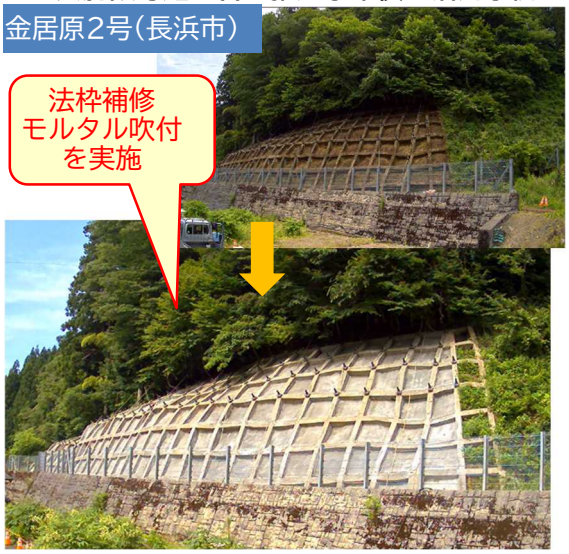

法枠補修
モルタル吹付
を実施

■浸水警戒区域指定状況

太田大川樋門（高島市）

部材交換、
塗装を実施

■防災改修のイメージ

担当：土木交通部 流域政策局 河港事業室 TEL077-528-4157
流域治水政策室 TEL077-528-4290 水源地域対策室 TEL077-528-4173　砂防室 TEL077-528-4192

土砂災害からいのちと暮らしを守る砂防事業の推進

➢ 激甚化・頻発化する土砂災害に対して、住民のいのちと暮らしを守るため、ハード・ソフトの両面から土砂災害防止対策を推進する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

１．提案・要望内容

(1)「伊吹山保全対策に係るロードマップ」実行のための確実な予算確保

(2)継続的に実施することが必要な基礎調査に対する財政支援の拡大

２．提案・要望の理由

(1)「伊吹山保全対策に係るロードマップ」実行のための確実な予算の確保

○ 昨年７月、大雨により米原市伊吹地先で三度の土砂災害が発生し、集落内や県道２路線に被害が発生。

○ 発災直後、TEC-FORCE 高度技術指導班から技術的助言を受けて速やかに取りまとめた、「勝山谷川緊急土砂災害対策」を元に、伊吹山保全対策の方針となる砂防堰堤２基を含む「伊吹山保全対策に係るロードマップ」を作成した。

○ 昨年度は、緊急対策として、堆積土砂の撤去と応急土砂止施設、監視カメラ、雨量計の設置を完了した。

○ 今後、１基目の砂防堰堤を災害関連緊急砂防事業により早期に完成した後、２基目の完成に向けて、確実な予算確保が必要であり、引き続きご支援をお願いしたい。

(2)継続的に実施することが必要な基礎調査に対する財政支援の拡大

○ 高精度な地形情報等を用いて土砂災害が発生するおそれがある箇所を抽出した結果、基礎調査の必要箇所が大幅に増加し継続的な予算確保が課題。

○ 新たに抽出した箇所の基礎調査を早期に進めるために、地方財政措置や補助率の嵩上げ等の更なる財政的支援が必要。

（本県の取組状況と課題）

■伊吹山保全対策に係るロードマップ

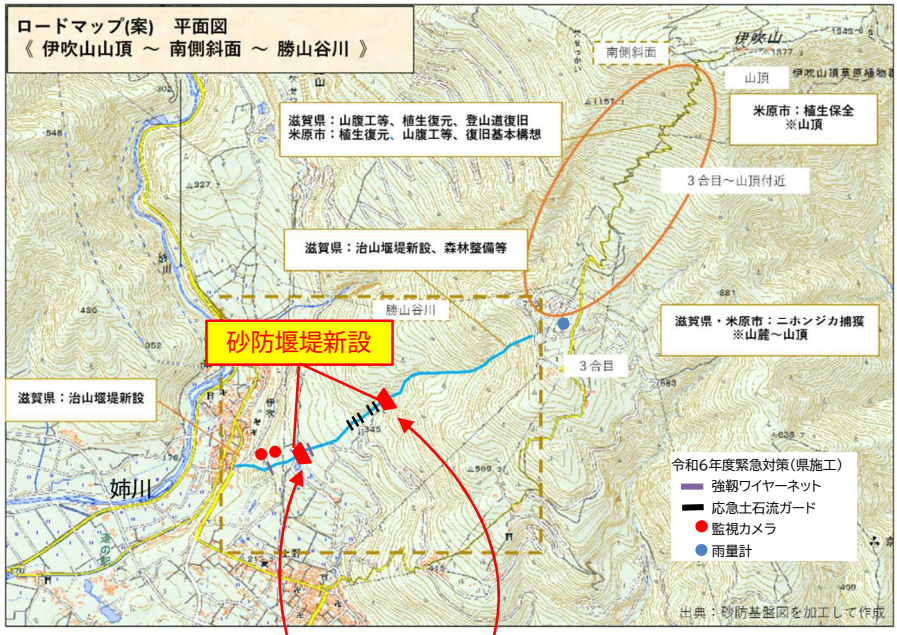

令和6年7月25日土砂流出時

■基礎調査

1巡目に用いた地形情報

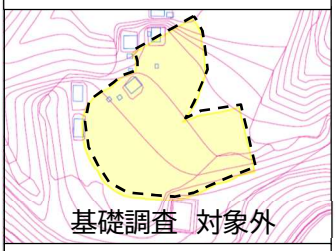

急傾斜地と判断できなかったため、基礎調査の対象とならなかった

急傾斜地と判断されたため基礎調査の対象となった

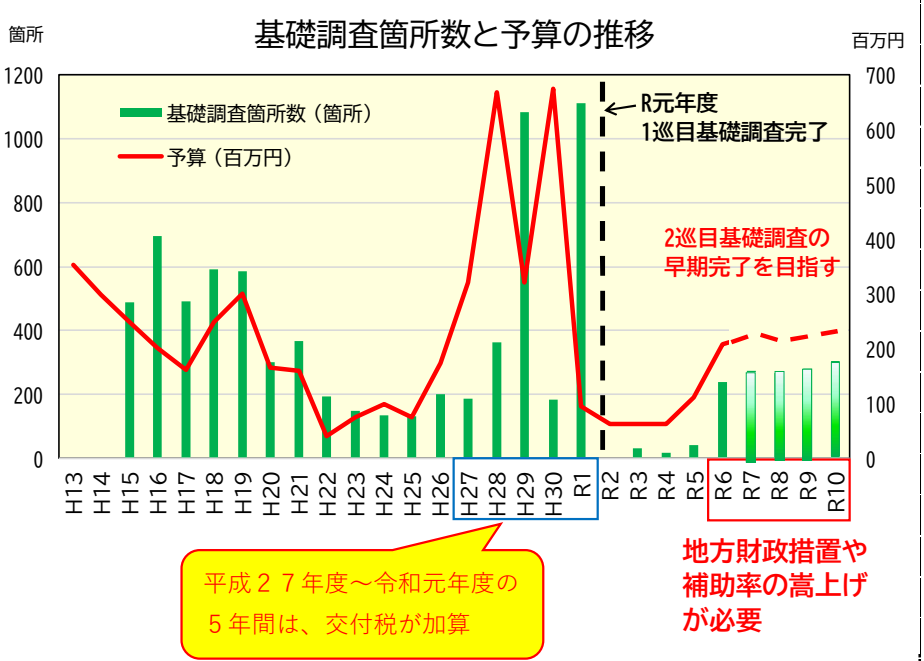

担当：土木交通部　流域政策局　砂防室 TEL077-528-4192

治水安全度向上のための直轄事業推進と地域振興への支援

➢ 淀川流域全体の治水安全度向上のための直轄事業を推進し、水源地域において地域振興への支援を要望する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

１．提案・要望内容

(1)治水対策（大戸川ダム建設・瀬田川(鹿跳渓谷)改修）などの推進
(2)琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、瀬田川洗堰操作規則の見直し検討
(3)丹生ダム中止に伴う継続的な支援および水源地域振興に向けた責任ある関与
(4)大戸川ダムの水源地域整備推進への支援

２．提案・要望の理由

(1)治水対策（大戸川ダム建設・瀬田川(鹿跳渓谷)改修）などの推進

○ 後期放流対策の２事業(天ケ瀬ダム、宇治川)および瀬田川(関津地区)改修が完成し、琵琶湖周辺の浸水被害軽減効果の更なる発現に向け、環境・景観等に配慮しながら、着工が前倒しになった大戸川ダム建設、瀬田川(鹿跳渓谷)などの事業推進が必要。

○ 社会経済的被害が甚大となる河川での直轄による事業推進が必要。

(2)琵琶湖周辺の浸水被害軽減のため、瀬田川洗堰操作規則の見直し検討

○ 洪水により上昇した琵琶湖の水位を速やかに低下させるため、瀬田川洗堰操作規則の見直し検討が必要。

(3)丹生ダム中止に伴う継続的な支援および水源地域振興に向けた責任ある関与

○ 県道中河内木之本線の整備を早期に完了させるため、令和４年８月豪雨による災害復旧工事と併せた効率的な施工および整備促進に向けた予算確保・体制確保などの継続的な支援が必要。

○ 「余呉地域振興の全体像(案)」を実現するため、県独自の「余呉地域振興事業交付金」を創設。国においても確実な予算措置と体制確保など、追加的事業完了後も国の責任ある関与が必要。

○ 地域整備実施計画に位置付けている市道の改築に必要な社会資本整備総合交付金の重点配分が必要。

(4)大戸川ダムの水源地域整備推進への支援

○ 大戸川ダム計画変更により必要となった水源地域整備計画の見直しのための地元調整に向けた支援が必要。

（本県の取組状況と課題）

■瀬田川洗堰より下流の状況

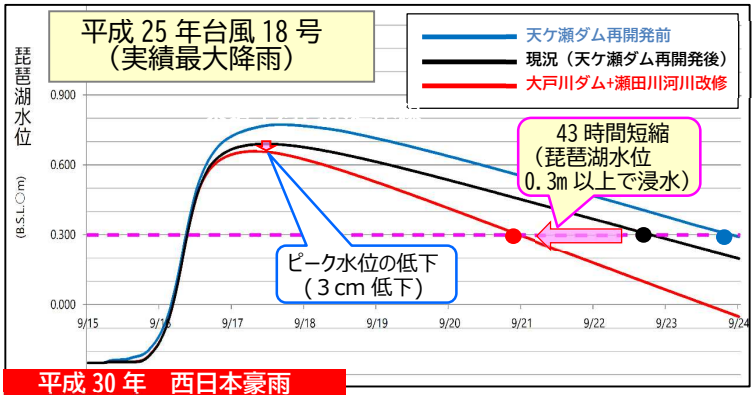

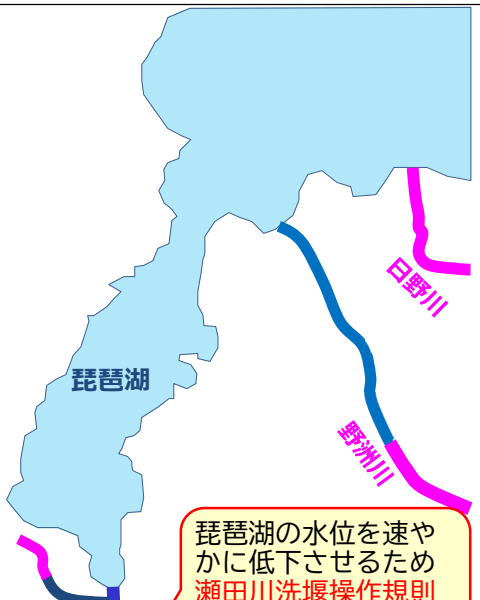

琵琶湖の水位を速やかに低下させるため瀬田川洗堰操作規則の見直し検討を！

瀬田川（関津地区）改修（R3 年度完了）

瀬田川（鹿跳渓谷）改修

環境への影響をモニタリングの上、本体工事及び県道栗東信楽線の早期完了のための予算確保・体制強化を！

宇治川（塔の島）改修（平成 30 年度完了）

天ケ瀬ダム再開発（令和４年度完了）

自然景観の保全や関係者の意見についても十分配慮した上で改修工事の早期着手を！

■丹生水源地域の状況

余呉地域振興の全体像（案）
（令和5年度に国・県・市・水資源機構で取りまとめ）

大戸川ダム水源地域整備計画（継続・凍結分）

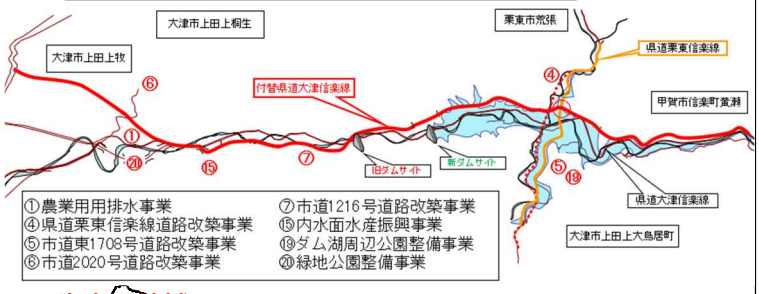

①農業用用排水事業
④県道栗東信楽線道路改築事業
⑤市道東1708号道路改築事業
⑥市道2020号道路改築事業
⑦市道1216号道路改築事業
⑮内水面水産振興事業
⑲ダム湖周辺公園整備事業
⑳緑地公園整備事業

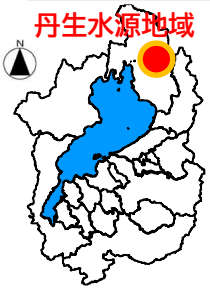

担当：土木交通部 流域政策局　　河港事業室 TEL077-528-4274　水源地域対策室 TEL077-528-4171

港湾の防災機能向上と活性化に向けた施策の充実・強化

➢ 港湾の防災機能向上による安全・安心な暮らしと“みなと”を中心とした賑わいのあるまちづくりを実現する。

【提案・要望先】財務省、国土交通省

１．提案・要望内容

港湾の防災機能向上と港湾を核とした地域活性化の推進

○ 効果的な再整備を実施するための国からの的確な助言

○ 「みなとオアシス」への速やかな登録に向けた国からの的確な助言

○ 港湾を核とした地域活性化の推進や災害支援機能・能力を高める施設整備のための財政支援制度の創設

２．提案・要望の理由

○ 本県は内陸県ではあるが、琵琶湖に面する内水面の港湾を４か所管理しており、主に観光船の発着に利用されている。その中の一つ、大津港では、

・令和４年春、敷地内にナショナルサイクルルート“ビワイチ”の拠点となるサイクルステーションがオープン
・令和６年３月から、「びわ湖疏水船」が大津港への乗り入れを開始
・インバウンド観光客の利用が増加
・令和９年 12 月の開館に向け、新しい「琵琶湖文化館」が港湾区域の一角で建設開始

など、“みなと”を中心とした賑わい創出の動きが活発となっている。

○ この機を捉え本県では、令和６年度に 20 年後の大津港の目指す姿を定めた「大津港活性化・再整備基本構想」を官民協働にて検討を重ね策定したところ。

○ 令和７年度はこの基本構想を具現化するため、再整備に係る実施方針（実施計画）の策定を行う。効果的な整備につなげるため、国から的確な助言をいただきたい。

○ また、整備と並行し、大津港の「みなとオアシス」登録を目指していることから、速やかな登録に向けて国から的確な助言をいただきたい。

○ さらに、港湾を核とした地域活性化の推進につながる施設整備、災害支援機能・能力を高めるため施設整備への財政支援制度が必要。

○ 将来的には、大津港での取組を他の県管理港湾にも展開し、湖上ネットワークも活用しながら「湖の港」としてのブランディングを進めていきたい。

（本県の取組状況と課題）

県が管理する4つの港湾

『全国クルーズ活性化会議』に加入
敦賀港のクルーズ船観光の支援・連携

竹生島港

長浜港

大津港

彦根港

びわ湖疏水船

※R7.2月着船場新設

大津港にぎわいへの取組状況

BIWAKO モニュメント

※R7.3月新設（寄贈）

大津港指定管理者によるにぎわいづくり自主事業 Biwa-cation fes

大津港にぎわい
創出社会実験
Re:Port OTSU/BIWAKO

新しい琵琶湖文化館建設（イメージ）

※R9 開館予定

大津港サイクルステーション

大津港の目指す姿：　Re:Port OTSU/BIWAKO
～日本一にぎわいのある「湖の港」～

R7.3月「大津港活性化・再整備基本構想」策定

みなとオアシス標章

担当：土木交通部 流域政策局 河港管理室
TEL　077-528-4161

滋賀の魅力を向上させるまちづくりへの支援

➢ **自然と都市が調和した滋賀の魅力の向上を図るため、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を目指す。**

【提案・要望先】財務省、国土交通省

１．提案・要望内容

(1) 都市公園安全・安心対策事業の拡充

○　都市公園内の樹木の老齢化に伴い、倒木が頻発。公園の安全性を高めるため、デジタル管理および予防的更新（伐採および再植栽）への支援拡充

(2)まちづくり DX の更なる推進に向けた支援拡充

○　暮らしをより健康的で豊かにし、地域社会の持続的発展につながる新たな価値の創造に向けたデジタル基盤づくりへの支援拡充

２．提案・要望の理由

(1) 都市公園安全・安心対策事業の拡充

○　植栽木の老齢化に伴い根株の腐朽が進行、Ｒ６年度は倒木が２件発生。

○　老齢木の安全管理には、健全度調査の実施、位置情報や調査データのデジタル（DX）管理、計画的・定期的（例：５年に１度の調査）な対応が必要。

○　あわせて、倒木のおそれが高い老齢木は、公園内外の安全を確保するため、予防的な更新（伐採および再植栽）が必要。

○　都市公園の安全管理向上のため、老齢木対策を安全・安心対策事業のメニューへの追加、定期的な老齢木調査の制度化と支援を要望。

(2) まちづくり DX の更なる推進に向けた支援拡充

○　まちづくり DX をより一層推進するため、Project PLATEAU（プラトー）における３Ｄ都市モデル作成に対する予算の継続的な支援および普及に向けた自治体向け研修会の実施が必要。

○　３Ｄ都市モデル作成に伴う建物用途などの課税情報由来の情報については、その公開にかかる明確な基準がなく、取り扱いが基礎自治体に委ねられており、課税部局の了承を得ることに苦慮している。このことから、３Ｄ都市モデルの課税情報由来の情報の公開の可否について、明確な指針や基準が必要。

（本県の取組状況と課題）

(1) 都市公園安全・安心対策事業の拡充

根株が腐朽した老齢木が園路や隣接道路へ倒れるなど、老齢木の安全確保が喫緊の課題

▼

老齢木の健全度調査(DX 化)と伐採及び再植栽を事業メニューに追加
定期的な老齢木調査の制度化と支援を！

R7.2 強風による倒木(人的・物的被害なし)

老齢木根株調査
実施状況

都市公園安全・安心対策事業

長寿命化 | 都市公園安全・安心対策事業

老齢木対策 | バリアフリー化 | 防犯性の向上 | 耐震改修 | 豪雨対策 | 計画策定調査 | 対策支援事業

事業メニューの追加
老齢木調査の DX 化、定期的な調査

(2) まちづくり DX の更なる推進に向けた支援拡充

■３D都市モデルの活用事例

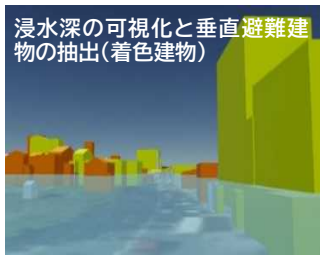

■３D都市モデルの作成手順

既存データ収集 → ３Dモデル構築 → 建物用途の登録 → ユースケース作成 → オープンデータ → まちづくりに活用

３D都市モデルの整備にかかる予算の捻出が難しい。また、専門的知識を補うための自治体向け研修会を実施してほしい
（市町職員の声）

３D都市モデルのオープンデータ化にあたり、建物用途など課税情報由来の情報を公開するにあたっての明確な指針や基準を示してほしい
（県職員の声）

▼

3D都市モデルのさらなる整備･活用の推進のため、予算に対する継続的な支援と自治体向け研修会の実施に加え、課税情報由来の情報のオープンデータ化にかかる明確な指針を！

原松原線が供用開始しました！

- 令和６年１２月２２日午前に開通式を実施し、同日午後に供用開始。
- 原松原線整備により外町(とまち)交差点の渋滞がほぼ解消。

彦根市　外町交差点

担当：土木交通部 都市計画課 都市計画係
TEL：077－528－4182

“ＴＨＥシガパーク”推進への支援

- **公園の種別や所管を越え、部局横断的に連携した取組を推進**
- **公園の魅力を再発見し、向上させるための公園再整備を推進**

【提案・要望先】内閣府、財務省、国土交通省、環境省

１．提案・要望内容

県全体が一つの大きな公園となるような取組への支援

○ 高い価値と魅力をもつ本県の公園を活かし、種別・所管によらず、県全体が一つの大きな公園“THE シガパーク”を目指し、公園の一体的な魅力向上と情報発信を推進するため「新しい地方創生・生活環境創生交付金」による継続的な支援

○ 高いポテンシャルのある、琵琶湖岸の都市公園湖岸緑地・自然公園園地等における再整備に対しての、「社会資本整備総合交付金」「自然環境整備交付金」による引き続いての支援

２．提案・要望の理由

(1) 県全体が一つの大きな公園となるような取組への支援

○ 滋賀県では、都市公園、自然公園、歴史公園などの公園の種別や所管を超え、部局横断的に連携し、県全体が一つの大きな公園（すべての人の憩い・交流・体験の場となり、子どもたちが美しい自然の中で遊び、学ぶことができる場となる「水と緑と人でつながる“THE シガパーク”」）となるよう、全庁をあげて公園の魅力向上に取り組んでいる。

○ “THE シガパーク”を構成する公園の魅力の向上と情報発信を推進するため、このたび創設された「新しい地方創生・生活環境創生交付金」を活用することとし、令和７年度からの新規事業を申請し、採択された。（令和７年度当初予算分として満額配分の内示をいただいた）

○ 今後も、当該交付金による継続的な支援のもと、着実な事業推進が必要。

○ また、湖岸緑地等、琵琶湖の周囲に位置する自然豊かな公園において、多様な利用者がその魅力を快適に享受できるよう、「新しい地方創生・生活環境創生交付金」とともに、引き続き「社会資本整備総合交付金」「自然環境整備交付金」による、再整備に対する支援が必要。

（本県の取組状況と課題）

(1)県全体が一つの大きな公園となるような取組への支援

■滋賀県では、令和5年度より、高い価値と魅力をもつ本県の公園を活かし、県全体が一つの大きな公園であるかのような取組“THEシガパーク”をスタート。

▶滋賀県公式YouTubeチャンネルにおいて、“みんなでつくるTHEシガパークMOVIE”を公開中（R6年11月3日公開）
▶同チャンネルの令和6年度公開分では突出した再生回数（1万回）

THEシガパーク

新しい地方創生・生活環境創生交付金

“水と緑と人でつながる「THEシガパーク」おもてなしプロジェクト”

【ソフト事業】シガパーク快適性向上・魅力発信推進事業

駐車場内をWEBで配信し、利用者に混雑状況を伝えるサービスとするとともに、管理面でも効率化を図る。

【拠点整備事業】シガパークおもてなし施設（トイレ・駐車場・看板）

屋外の昭和を感じるような老朽化したトイレは不便・不衛生で来園を妨げる…

⇒移動式・汲取・和式トイレを固定式・水洗・洋式トイレ（令和の綺麗なトイレ）へ更新

【インフラ整備事業】自然公園・都市公園・効果促進事業

・湖岸緑地等、琵琶湖の周囲に位置する自然豊かな公園において、多様な利用者がその魅力を快適に享受できるよう、再整備を進めていく必要がある。

公園施設の増設など、今後も既存の交付金を併せて活用できることが効果的。

■滋賀県では“THEシガパーク”により、部局横断的に公園の魅力向上に取り組んでいる。
（昨年度、令和７年度に向けた「新しい交付金制度」を提案・要望）

■その推進にあたり、このたび創設された「新しい地方創生・生活環境創生交付金」を活用するため、令和７年度からの新規事業を申請し、採択された。

「新しい地方創生・生活環境創生交付金」とともに、「社会資本整備総合交付金」（都市公園）、「自然環境整備交付金」（自然公園）により、引き続き支援を！

公園の一体的な魅力の向上と情報発信を推進するため、「新しい地方創生・生活環境創生交付金」による着実かつ継続的な支援を！

担当：土木交通部　都市計画課　公園魅力向上推進室
TEL：077－528－4281

近江鉄道および信楽高原鐵道に対する総合的支援

➢ 公有民営方式で運営する両鉄道の安全・安心な運行確保と利便性向上を図り、持続可能な事業運営と沿線地域の活性化を目指す。

【提案・要望先】総務省・国土交通省

１．提案・要望内容

(1) 鉄道施設整備事業への支援

○両鉄道への社会資本整備総合交付金（地域公共交通再構築事業）の優先配分

(2) 新たな国庫補助制度の創設

○施設整備以外の運行経費、保守経費等への新たな国庫補助制度の創設

(3) 公有民営化した地域鉄道に係る地方財政措置の拡充

○日常の保守管理（維持補修・運行点検等）等の経費に対する地方財政措置の拡充

２．提案・要望の理由

(1) 鉄道施設整備事業への支援

○　近江鉄道線は開業後 120 年以上、信楽高原鐵道線は開業後 90 年以上が経過し、施設・設備の老朽化が著しいことに加え、昨今の資材価格や労務単価等の上昇にともない、設備投資費・修繕費の更なる増大が見込まれる。また、利便性やサービス向上のため、新たな設備投資が必要である。

(2) 新たな国庫補助制度の創設

○　安全性・利便性の維持・向上には、施設整備以外に車両の動力費、運転士や保守作業員の人件費等が必要となるが、原油・電気代・人件費等が高騰している中で、自治体や鉄道事業者の自主努力だけでは維持・向上が困難であり、国の支援が必要である。

○　沿線５市５町は、第三種鉄道事業者（近江鉄道線管理機構等）の運営経費（職員人件費、固定資産税等）にも多額の財政負担をしており、将来にわたり持続的、安定的に鉄道事業を運営するためには、沿線自治体の財政負担の軽減を図ることが必要である。

(3) 公有民営化した地域鉄道に係る地方財政措置の拡充

○　鉄道線は、道路等と同様、欠かすことのできない重要な社会インフラであることから、公有民営化した鉄道線に係る更なる地方財政措置の拡充が必要である。

（本県の取組状況と課題）

○ 社会資本整備総合交付金を活用した施設整備の状況

両事業者は鉄道事業再構築実施計画を基に、社会資本整備総合交付金を最大限活用し、自治体の財政負担をできる限り軽減しながら、持続可能なかたちで鉄道の安全・安心確保と利便性の高い鉄道施設等の整備を進めている。

ＰＣ枕木化

橋梁改修

踏切遮断機更新

○ 近江鉄道線の状況

公有民営化した鉄道線として地方財政措置が講じられているが、安全運行の確保に要する維持修繕や保守管理等についても多大な経費を負担しており、将来にわたり持続的、安定的に鉄道事業を運営するためには、道路や河川等と同様、線路延長を基にした算定による交付税措置など、地方財政措置の拡充が必要である。

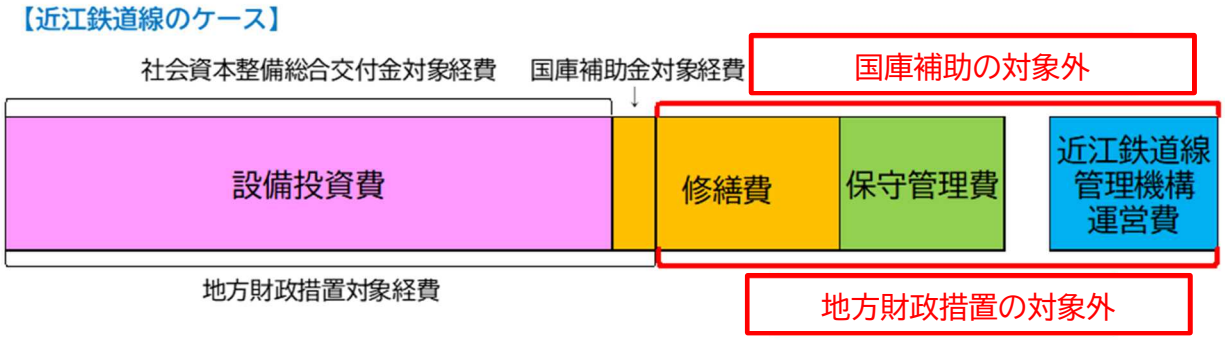

○ 信楽高原鐵道の状況

県や沿線市等が出資する第三セクター鉄道として、国・県・市の支援を受けているが、原油費や人件費等の高騰に伴い、運行経費が年々増大しており、安全運行の確保と経営の健全化の両立が課題となっている。

担当：土木交通部県東部地域公共交通支援室
TEL　077－528－3685

鉄道ネットワークの維持・利便性向上

➢ 本県の鉄道ネットワークの維持および県北部地域の振興に向けた北陸新幹線開業効果の最大化を図るとともに、鉄道利便性の更なる向上を目指す

【提案・要望先】国土交通省

1．提案・要望内容

(1) 北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業効果最大化のための鉄道利便性向上

○ 県北部地域と北陸圏・中京圏・京阪神圏とのアクセス向上が図られるよう、鉄道事業者への支援・働きかけを行うこと

○ 高架駅のバリアフリー化を積極的に推進するため、「移動等円滑化の促進に関する基本方針」の対象に「高架等の高所に設置された鉄軌道駅」を追加すること

2．提案・要望の理由

(1) 北陸新幹線敦賀・新大阪間の整備に伴う「並行在来線」が存在しないことの確認

○ これまでの整備新幹線において、新幹線の通らない県や大都市近郊区間の在来線が「並行在来線」として経営分離された事例はない。

(2) 北陸新幹線「敦賀」開業効果最大化のための鉄道利便性向上

○ 開業効果を広域に発現させ、３圏域の経済発展や人口減少・高齢化の課題を抱える県北部地域の振興につなげるためには、さらなる利便性向上が必要。

【利便性向上の取組例】

・コロナ禍に減便された運行本数の復活
・敦賀・米原間のリレー快速の運行および米原駅発着の新幹線増便
・JR 各社の管轄エリアをまたぐ交通系 IC カード利用の改善
・強風対策による湖西線の運休頻度の減少
・湖西線を運行する特急電車の停車駅・停車本数の増加　等

○ JR 湖西線では全駅が高架に設置されているが、利用者数の基準を満たさない等により、19 駅中７駅がバリアフリー未対応。更なる高齢化や観光誘客対応のためには、利用者数にかかわらずエレベーター等の設置の推進が必要。

（本県の取組状況と課題）

北陸新幹線「敦賀」開業効果最大化のための鉄道利便性向上

◇運行本数の課題

コロナ禍における減便により、県北部を始め多くの路線で利便性が低下。鉄道の利用促進に取り組んでいるが、利便性が低いことが利用者増を鈍らせる大きな要因。

減便状態が続けば利用者の減少との負のスパイラルに陥り、持続可能な公共交通の実現が困難となるため、運行本数の復活が不可欠。

また、北陸～県北部地域～中京間のアクセスの向上のためには、敦賀～米原間の特急「しらさぎ」を補完する「リレー快速」等の運行や東海道新幹線米原駅における停車本数の増加が必要。

◇湖西線の課題

強風により頻繁な運休があり、沿線住民の生活や観光客の移動、北陸新幹線との接続に大きな影響が発生。（令和６年度は強風により 12 回運休）

特急サンダーバードの停車駅は堅田駅および近江今津駅の２駅のみ、停車本数は上下合わせて８本/日で利便性が低い。

◇IC カードまたぎ利用の課題

JR 西日本および東海の境界（米原駅）が存在し、県内駅間の移動でも交通系 IC カードが利用できない場合がある。

◇バリアフリーの課題

JR 湖西線では利用者数の基準を満たさない等により、高架駅にも関わらずバリアフリー未対応駅が存在。

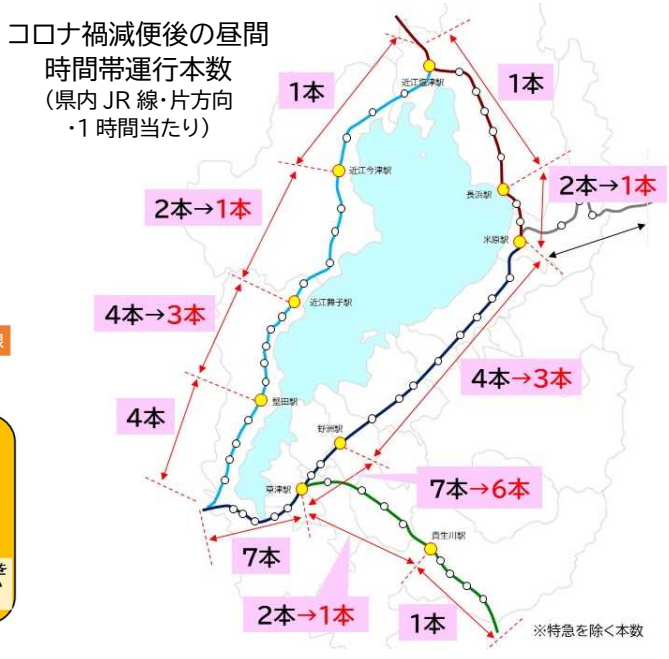

担当：土木交通部交通戦略課広域鉄道ネットワーク係　TEL：077－528－3684

路線バスの維持・活性化に向けた取組支援

➢ 「滋賀地域交通ビジョン」で描く「誰もが、行きたいときに、行きたいところに移動ができる滋賀」の実現に向け、地域交通ネットワークの活性化を目指す。

【提案・要望先】国土交通省

１．提案・要望内容

（1）路線バスの運行継続支援の拡充

○ 極めて深刻なバス運転士不足の解消が図られるよう、「旅客運送事業者の人材確保支援」事業の予算や対象経費を拡充すること

○ 「地域間幹線系統補助」および「地域内フィーダー系統補助」における標準単価を上げ、県内実勢単価との差の解消を図ること

（2）地域交通の維持・活性化に向けた取組への支援の強化

○ 地域が創意工夫のもとで行う自動運転バスの実証運行等、地域交通の維持・活性化に向けた取組への継続的かつ十分な支援を図ること

２．提案・要望の理由

（1）路線バスの運行継続支援の拡充

○ 路線バスは、極めて深刻な運転士不足から、全国的に運行本数の減便や路線の廃止が続いており、地域交通ネットワークを維持するため、喫緊の支援拡充が必要。

○ 厳しい経営状況に陥っている路線バス事業を維持・存続するため、実情に合った補助運行経費の算出等により、維持対策の大幅な強化が必要。

○ 県、市町において、地域交通の維持・活性化に向け、鉄道やバス事業者等と連携し、路線やダイヤの再編、特別乗車券の発行など、利便性向上、利用促進等に取り組んでいるところであるが、財政状況が厳しい中で大きな負担。

（2）地域交通の維持・活性化に向けた取組への支援の強化

○ 既存の公共交通のみで全ての移動ニーズに応えることは困難であることから、県として将来を見据えた自動運転バスの導入に向けた実証運行など、様々な検討、実証等に挑戦。

○ 地域交通の維持・活性化に向けた、地域に最適化した新たな手段の導入には、実証から実装まで試行錯誤を繰り返しながら取り組む必要があることから、このような地域が創意工夫のもとで行う取組へ、国からの継続的かつ十分な支援が必要。

（本県の取組状況と課題）

滋賀地域交通ビジョンの実現に向け、具体的な施策や施策実施に必要な財源のあり方について、いわゆる交通税も選択肢に、県民、企業、交通事業者、市町とともに議論しており、令和７年度中に「滋賀地域交通計画」として取りまとめる予定

(1) 路線バスの運行継続支援

比較単価（R7）	キロ当たり単価
滋賀県　実勢単価〔主要４社平均〕	563.48（円/km）
北近畿ブロック標準単価 〔滋賀・京都府（京都市内のぞく）等〕	416.27（円/km）
京阪神ブロック標準単価（大阪・京都市内等）	554.21（円/km）

○ 国庫補助の標準単価について、県内実勢単価と大きく乖離しており、実情に合った支援が出来ていない

○ 運転士不足が深刻であり、R6 には不足数が 53 人に達する状況

○ 県として、バス事業者の運転士確保に対する支援を令和6年度から開始するなど、路線バス維持に向けた支援を強化

※令和6年度までは実績額、令和7年度は予算額

(2) 地域交通の維持・活性化に向けた取組

令和6年度、「自動運転社会実装推進事業」に採択いただき、滋賀県内で 自動運転に適した地域を調査

○ 10 市町(全 19 市町)が意向･関心あり

○ 都市構造、ニーズ、課題等から、自動運転に適したルートを洗い出し

○ L4 実現可能性、波及効果等を踏まえ、候補ルートを選定し、リスクアセスメント、3D マップ作成

6年度の結果を踏まえ、令和7年度は、実証運行を目指す。

想定車両：　NAVYA EVO
･定員　９名
･速度　～18km/h

担当：土木交通部交通戦略課
TEL　077－528－3681

時代の変化に対応する警察活動基盤整備の推進

- 県民の安全・安心な生活を確保するためには、治安維持対策の強化が必要不可欠
- 厳しい犯罪情勢等に対処するための体制を確立し、安全・安心な滋賀を実現する

【提案・要望先】国家公安委員会、警察庁、総務省

１．提案・要望内容

本県の治安情勢に的確に対応するために必要な警察官の増員

○　県民の安全・安心を確保するためにも、警察官の増員措置が今後も必要

２．提案・要望の理由

（1）県内の厳しい犯罪情勢等

令和６年中　刑法犯認知件数　　８，１４８件（前年比　＋３７７件）

１１０番通報受理件数　１１２，４５４件（前年比＋１６７件）

（2）厳しい犯罪情勢等への対処

○ SNS 型投資・ロマンス詐欺被害の急増、特殊詐欺の被害額の増加など、匿名・流動型犯罪グループによる犯罪に対する体制構築が必要

○ 人身安全関連事案に対し、事態のエスカレートを未然に防止するため、専門性を有する警察官が早期介入する仕組みの構築が必要

○ サイバーセキュリティ対策として、県民、県内事業者がサイバー犯罪やサイバー攻撃の被害者となる事案に対し未然防止、犯罪捜査を迅速に行う体制構築が必要

○ その他にも福祉犯の被害少年の増加、琵琶湖における水難事故や山岳遭難対応など、安全・安心の確保が必要

（3）県民の強い要望と極めて高い関心

毎年、各市町から警察官増員要望が寄せられ、県議会でも「警察官増員にかかる意見書」が数度にわたり採択されるなど、警察官増員を切望する県民の声が多数

（4）県の人口規模と比較して少ない警察官定員

令和７年４月１日の警察法施行令の改正に伴い、当県の警察官の定員基準が６０人増員されたことから、当県の警察官の定員に関する条例を一部改正して警察官の定員を６０人増員したところであるが、依然として当県の警察官１人当たりの負担人口は５９６．１人（全国ワースト３位）であり、「警察刷新に関する緊急提言」における基準（１人当たり５００人程度）と大きく乖離

（本県の取組状況と課題）

県単独予算による地方警察官の増員措置（計３０人）

○ 令和５年度

・人身安全関連事案への体制強化　**１０人**（３交替による常時即応体制の整備）
・サイバーセキュリティ対策の強化　**５人**（社会全体のセキュリティ対策強化）
・国スポ・障スポの警衛体制の強化　**５人**（警備諸対策を推進する体制の構築）
・定年引上げに伴う“採用平準化（確保）のための特例措置”
　定年引上げ期間において、新規採用が減少することのないよう、当分の間、段階的な定員の上積みを措置（最大１２５人まで）➢ ＋αの効果を期待

○ 令和６年度

・国スポ・障スポの警衛体制の強化　**１０人**（更なる警衛警備体制の増強）
・会計年度任用職員の増　**２７人**（運転免許証ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ化に必要な体制の確保）

○ 令和７年度

・会計年度任用職員の増　**１１人**（運転免許証ﾏｲﾅﾝﾊﾞｰｶｰﾄﾞ化に必要な体制の確保）

警察活動推進のための新たな取組

○ トクリュウ・闇バイト・詐欺・強盗　緊急対策プラン（Ｒ７．１～）

・県と合同で、市町、関係機関・団体、事業者等と連携して、トクリュウによる犯罪から県民を守るための対策、トクリュウに打撃を与えるための対策を推進

県独自の取組を進めても依然として残る課題

**【滋賀県内における山岳遭難
琵琶湖における水難事故への対応】**

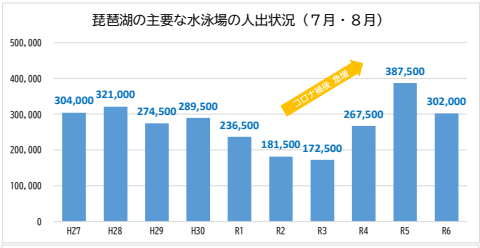

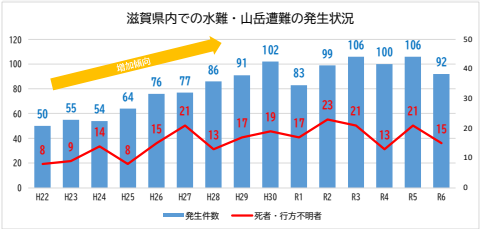

コロナ禍が明け、滋賀県への観光客の増加に伴い、山岳遭難、琵琶湖における水難事故等の対応も増加傾向　（Ｒ６水上安全条例改正）

**【投資ロマンス詐欺、特殊詐欺、
子どもが被害者となる福祉犯被害の増加】**

【投資ロマンス詐欺】

	Ｒ５	Ｒ６
SNS型投資詐欺 被害件数(件)	（31）	111
被害金額（万円）	（28,524）	98,254
SNS型ロマンス詐欺 被害件数(件)	80	141
被害金額（万円）	86,993	101,468

※　令和５年のSNS型投資詐欺は特殊詐欺として計上していたため、括弧書きで記載

【特殊詐欺】

	R4	R5	Ｒ６
被害件数(件)	132	266	281
被害金額(万円)	32,417	62,428	73,740

【福祉犯等】

	R4	R5	R6
非行少年（人）	410	581	468
少年の福祉を害する犯罪検挙件数（件）	69	91	121
被害少年（人）	42	62	60

県下の厳しい治安情勢や本県警察の体制を踏まえ、緊急的に県費による警察官増員を行って対応しているところ、この度の警察法施行令の改正に伴う増員措置があったが、依然として警察官一人当たりの負担人口は高く、現行体制における根本的な解決は困難。

厳しい治安情勢に応じた更なる警察官増員（政令基準の改正）が今後も必要

担当：警察本部警務部警務課企画係　TEL　077-522-1231

原子力災害への実効性ある多重防護体制の構築

- 本県は複数の原子力発電所の UPZ を抱え、原子力発電所から最短で約 13ｋｍ
- 万一の原子力発電所の事故に備え、実効性ある多重防護体制の構築が不可欠

【提案・要望先】内閣府、経済産業省

１．提案・要望内容

（1）複合災害時の避難の実効性向上

○ 自然災害との複合災害時でも確実に避難できる避難経路確保への積極的な支援

○ 複合災害により、屋内退避が長期化する場合に備えた公的備蓄の充実

（2）広域的な避難の実効性向上

○ 県境をまたぐ避難を想定し、円滑な避難が確保されるよう、適切な対応の措置

○ 関係自治体間の緊密な連携協力体制の構築に向けた主体的な取組

２．提案・要望の理由

（1）複合災害時の避難の実効性向上

○ 能登半島地震で課題となった避難経路の確保は、原子力災害にも重要な教訓。

○ 複合災害時でも確実に避難できる避難路を整備するため、既存制度の拡充（内閣府）や、新規制度の創設（経済産業省）等、積極的な支援が必要。

○ 複合災害により孤立が想定される集落においては、屋内退避が長期化する懸念があり、その間、避難者の健康を維持するため、食料や医薬品の備蓄等の取組が求められる。

（2）広域的な避難の実効性向上

○ 福井県・原子力発電所の立地地域の将来像に関する共創会議（令和７年２月 10 日）において、原子力発電所事故を想定し、美浜・高島道路といった本県に通ずる路線を含めた複数の避難道路を整備する方針が明らかに。

○ 今後、立地県民の避難も想定した道路整備・避難計画の策定が必要。

（本県の取組状況と課題）

(1) 複合災害時の避難の実効性向上

【取組状況】

・原子力防災訓練の実施（住民避難実動訓練）

・琵琶湖を活用した新たな輸送拠点の活用可否の検証訓練

・孤立が想定される集落の集会所に蓄電器等を備え、屋内退避環境を整備

【課題】

・本県は UPZ 内に山間部が多いことから、能登半島地震と同様に避難路等の寸断が危惧される。さらに「今後の原子力政策の方向性と行動指針」に掲げる防災体制の拡充として、立地県民の利用も想定した避難路の整備が必要。

能登半島地震 道路被災状況

・原子力災害対策事業費補助金を活用できる指定避難所への物資備蓄だけでは、孤立が想定される集落に物資が行きわたらない。

(2) 広域的な避難の実効性向上

【取組状況】

・広域避難先自治体と連携した原子力防災訓練の実施

（大阪府および大阪府内市町と連携し、災害対策本部事務局運営訓練を実施）

・県全域でリスクコミュニケーション推進（令和６年度実績 26 回開催 733 名参加）

【課題】

・原子力災害時の避難について、原則バス避難を採用している本県と立地県とでは手段が異なる。県境をまたぐ避難を想定し、道路整備や避難者受入対応の整理等を関係自治体間の緊密な連携協力体制のもと、検討する必要がある。

災害対策本部事務局運営訓練

（R6.10.28）

住民避難実動訓練

（R6.11.16）

担当：知事公室 防災危機管理局 原子力防災室　TEL　077-528-3445

陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化

- **地域の安全・安心の基盤を強化する**
- **戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に対応する**

【提案・要望先】防衛省

１．提案・要望内容

今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

○　各種事態への対応、原子力災害等発生時の出動など地域の安全・安心の確保および地域の活性化のため、中部方面隊内からの再配置を含め、今津駐屯地の主要部隊等の体制強化

２．提案・要望の理由

○　今津駐屯地は、「防衛計画の大綱」（平成 30 年 12 月）等に基づき、令和５年度主力部隊である第 10 戦車大隊が廃止され規模は縮減。

○　このような中、令和４年２月にロシアによるウクライナ侵略が始まり、３月には、稼働中の原子力発電所が武力攻撃された事実に鑑み、若狭地域に原子力発電所が立地していることから、原子力災害への備えを今後ともより一層強化すべき状況。

　また、北朝鮮は、大陸間弾道ミサイル(ICBM)級弾道ミサイルの発射や「極超音速ミサイル」と称するミサイルなどの発射を繰り返し、急速に能力を向上、従前よりも一層重大かつ差し迫った脅威。

○　一方、「国家安全保障戦略」（令和４年 12 月 16 日）では、原子力発電所等の安全確保対策に関し、対処能力の向上を図ることが明記。

　検討に際して、原子力発電所が多数立地する若狭地域などの日本海沿岸部、さらには京阪神の都市部に対しても有利な地理的環境にある今津駐屯地を充実すべき。

○　今後の各種事態への対応、原子力災害等発生時の出動など、地域の安全・安心の確保、さらに地域経済や地域コミュニティの活性化のため、今津駐屯地の主要部隊等の体制強化が必要。

（本県の取組状況と課題）

(1) 今津駐屯地との緊密な連携

○　各種事態、災害等への対応力の強化

- 今津駐屯地司令等との意見交換
- 滋賀県国民保護共同図上訓練
- 滋賀県原子力防災訓練
- 滋賀県総合防災訓練
- 南海レスキュー2024

今津駐屯地司令等との意見交換
（令和６年度）

滋賀県総合防災訓練
（令和６年度）

○ 災害派遣（過去 10 年間）

	災害派遣名
1	H25.5 行方不明人員捜索(赤坂山)
2	H25.9 高島市宮野地区での救助活動(台風 18 号)
3	R2.4～5 新型コロナウイルス感染症に係る輸送支援等

高島市宮野地区での救助活動

南海レスキュー2024：琵琶湖
（滋賀県警警備艇との共同訓練）

(2) 県民の極めて高い関心を踏まえた要望活動

○　滋賀県知事

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める要望書」

- 防衛大臣宛（平成 30 年 11 月 28 日）
- 防衛省宛　（令和３年６月３日、令和４年５月 17 日）

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制強化を求める要望書」

- 防衛省宛　（令和４年 10 月 19 日、令和５年６月７日、令和６年６月６日）

（参考）

今津駐屯地の地理的環境

○　滋賀県議会

「陸上自衛隊今津駐屯地の体制維持・強化を求める意見書」

- 内閣総理大臣、防衛大臣宛（平成 30 年８月９日）

(3) 今津駐屯地の地域コミュニティへの深いかかわり

- 地域行事支援等民生支援活動
- 饗庭野演習場周辺地域連絡会
- 自衛隊フェスタ 50･70in 滋賀高島　等

長浜曳山祭り支援
（令和６年度）

今津駐屯地創立記念行事
（令和６年度）

担当：知事公室防災危機管理局危機管理室
TEL　077－528－3441

大規模災害に対する防災力の強化

- 令和６年能登半島地震をはじめとする過去の大規模災害の教訓を踏まえ、防災・減災対策の強化が不可欠
- 南海トラフ巨大地震や内陸活断層（琵琶湖西岸断層帯：長期評価Ｓランク）の地震発生により甚大な被害が想定されることから、地震対策が急務

【提案・要望先】内閣府、総務省、消防庁

１．提案・要望内容

（1）防災・減災対策強化のための財政支援の充実

○ 新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）の予算額増や緊急防災・減災事業債の延長、地方交付税措置率の拡大を図ること

○ 地方自治体が実施する訓練費用や、避難所の環境改善に資する備蓄品の保管に要する費用について、地方財政法を改正し、地方債の対象とすること

○ 災害時用公衆電話の事前設置に係る費用について、財政支援を行うこと

（2）感震ブレーカーの法令改正による設置義務化および財政支援

○ 新築住宅に対する感震ブレーカーの設置について、法令改正により義務化するとともに、既存住宅に対する設置も含め財政支援を行うこと

２．提案・要望の理由

（1）防災・減災対策強化のための財政支援の充実

○ 本県では、この３月に議員提案により「滋賀県防災対策の推進に関する条例」が制定され、総合的な防災対策をさらに推進することとしているところであり、国が掲げる「本気の事前防災」に向け、財政支援の充実を提案するもの。

○ 防災行政無線設備の更新や本県防災ＤＸの要である防災情報プラットフォーム構築のほか、指定避難所の改修等のため、令和８年度以降も財源が必要。

○ 事前防災対策の実効性確保のため、他自治体や民間企業等と連携した訓練や、避難生活環境の整備に資する備蓄品の保管に、後年度にわたる多額の費用が必要。

○ 災害時用公衆電話は、災害時における有効な通信手段であり、避難所への事前設置を促進するために市町への財政支援が必要。

（2）感震ブレーカーの法令改正による設置義務化および財政支援

○ 防災基本計画の修正により感震ブレーカーの普及推進に努めるとされたところ。

○ 普及を進めるため、住宅向けには住宅用火災警報器と同様に法令での義務化を行うとともに、既存住宅向けも含め設置費用に対する財政支援が必要。

（本県の取組状況と課題）

（1）防災・減災対策強化のための財政支援の充実

●取組状況

【緊急防災・減災事業債における最近の活用例】

・トイレカーの導入（令和６年度）

・非常用発電にかかる燃料タンクの増設（令和６～７年度）

・防災情報プラットフォーム実施設計（令和６～７年度）

・防災行政無線設備等更新実施設計（令和７年度）

【災害用備蓄物資（食料等）の保管費用】

（直近５年実績）	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
備蓄物資保管委託料	7,603 千円	8,494 千円	8,945 千円	9,134 千円	未確定

●課題

・令和８年度以降も防災ＤＸの推進にかかる防災行政無線更新や防災情報プラットフォーム構築のほか、指定避難所となっている県有施設の安全性および快適性を高めるための改修などに財源が必要。

・過去の大規模災害の教訓から、他の自治体や民間企業等と連携して充実した訓練を行う必要があり、訓練費用のさらなる増加が見込まれる。

・避難所の環境改善に資する備蓄品を適切に保管するためには、確実かつ迅速に運搬できる民間倉庫の活用が有効であり、多額の保管料が長期間にわたり発生。

・災害時用公衆電話は、大規模災害発生時、電話が繋がりにくい状況であっても優先的に通話できることから、災害時における有効な通信手段であるが、県内の設置が進んでいない。

（2）感震ブレーカーの法令改正による設置義務化および財政支援

●取組状況

・令和７年度から補助制度を刷新し、住宅内に設置する感震ブレーカー等の本体および設置に要する経費に対して、市町が補助した額の 1/2 以内を県費で補助。

●課題

・新築住宅に対する感震ブレーカーの普及が必要であり、既存住宅に対しても、より一層の普及のために、財政支援が必要。

※分電盤タイプを推奨

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感知し、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感知し、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5～8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円～2万円	3,000円～4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

担当：知事公室防災危機管理局防災対策室
TEL　077-528-3439